

第4回家裁上席等意見交換会（全体会）結果概要

● はじめに

○戸苅家庭局第一課長（以下「一課長」という。）

家裁上席等意見交換会も今回で4回目となります。この会は、家裁上席あるいは部総括の皆様が、政策的課題や組織的課題について、全国的な規模での先進的な意見交換、情報共有に接して参加する機会を提供することにより、組織的課題の宝庫とも言うべき家裁における舵取りに活かしてもらう、そのような狙いのもとに始まりました。今回の全体会におきましては、継続課題であり、事前に工夫例の募集もさせていただいた、家裁上席等裁判官の役割を協議事項第1とさせていただきました。それから第2として、ワークライフバランスの意識の高まりの中で重要な課題になっている、家裁の裁判官の負担感、繁忙度の問題、それから第3として、先日のブロック協議会でもご協議いただいた、引き続き協議が必要と考えられる秘匿と非開示の関係、これについて取り上げさせていただきたいと思っております。

進行としては、協議事項第1から順に取り上げさせていただきます。第1の家裁上席の役割、第2の家裁裁判官の負担感の問題については、第一課長の戸苅の方で司会をさせていただきます。第3の秘匿非開示の関係につきましては、担当の向井第二課長が司会をさせていただく予定でございます。

時間の都合上、協議しきれない、途中となってしまうテーマもあるかもしれません、そのときは、次回に持ち越しをさせていただく可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

● 協議事項第1 庁の組織的課題に対する上席の役割・関与の在り方について

○一課長

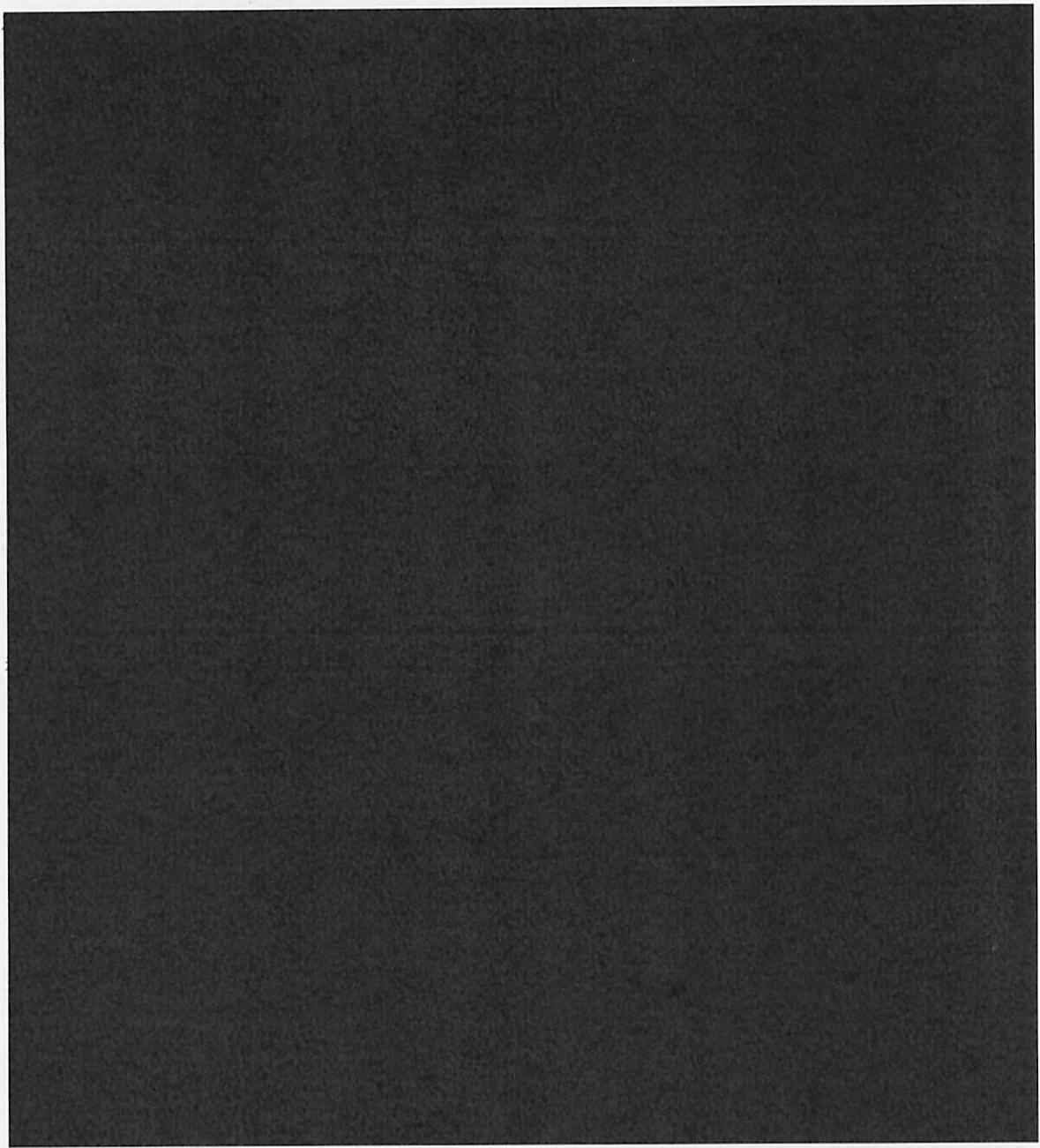
早速第1の上席の役割について、議論に入って行きたいと思います。事前にお送りした協議事項を参照していただきながら、各庁の工夫例あるいはアイディアなどを積極的に御発言いただければと存じます。

ある分野における、自身や他の裁判官の知識経験不足を補うための方策というところで、協議事項とさせていただいた一つ目の○です。家裁は地裁と比べて裁判官の担当事務が広く、様々な分野の事件を担当する必要があり、他方で家裁の経験の乏しい方がいらっしゃったり、あるいは若手裁判官も多いということから、地裁以上に、知識経験の共有など、裁判官の知識経験不足を補うための方策が必要となってくるということかと思います。庁の幹部としての上席裁判官として、庁全体のパフォーマンスアップのためにいろいろ考えなければいけないというお立場かと思います。どのように考えておられるのか、率直なところを御意見いただければと思っております。併せて下の方の○にある、例えば事件処理あるいは事件のマネジメント、これらに関するノウハウを庁内で継承していくための方策についても、一緒に御意見いただければと思っております。

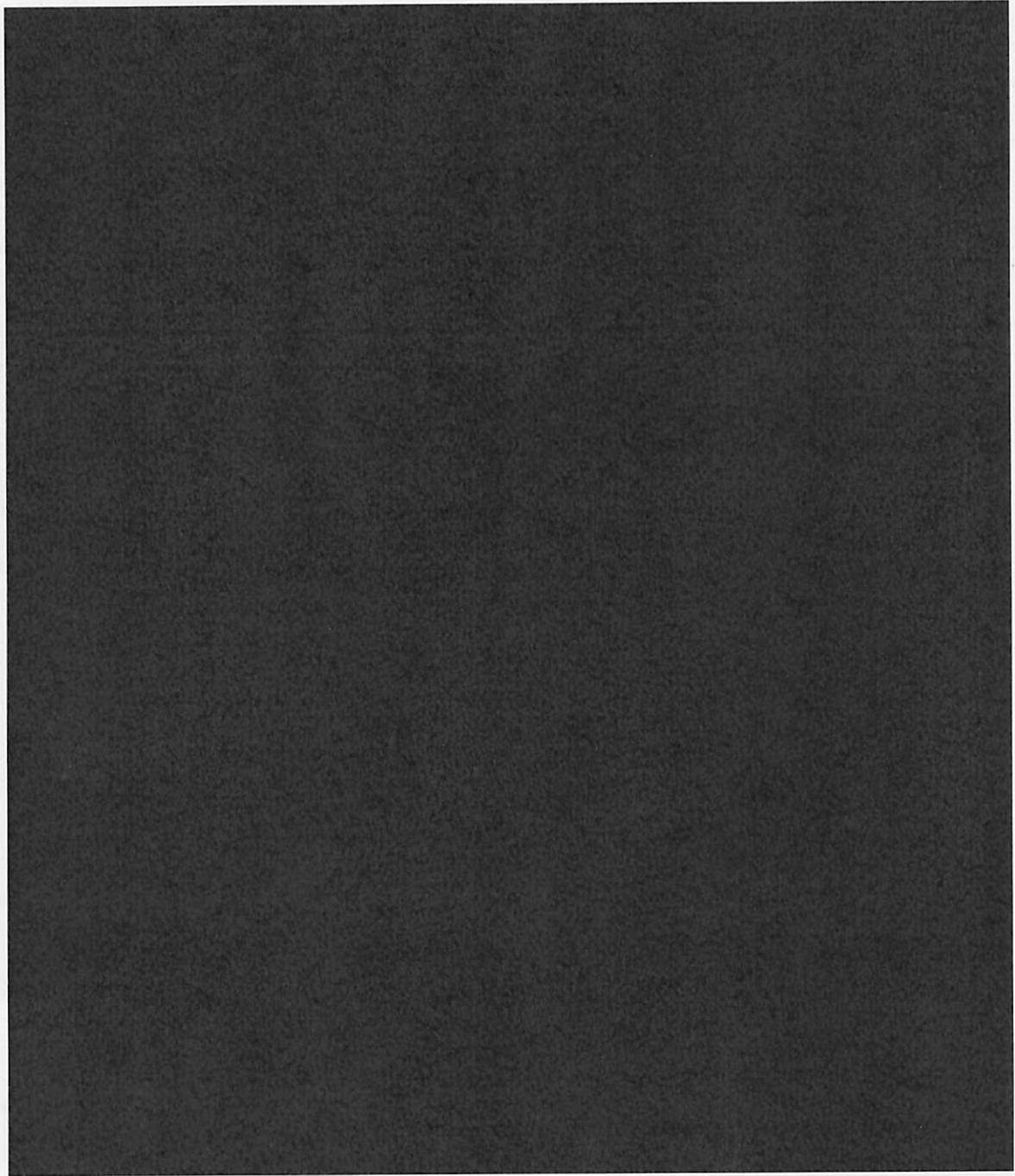
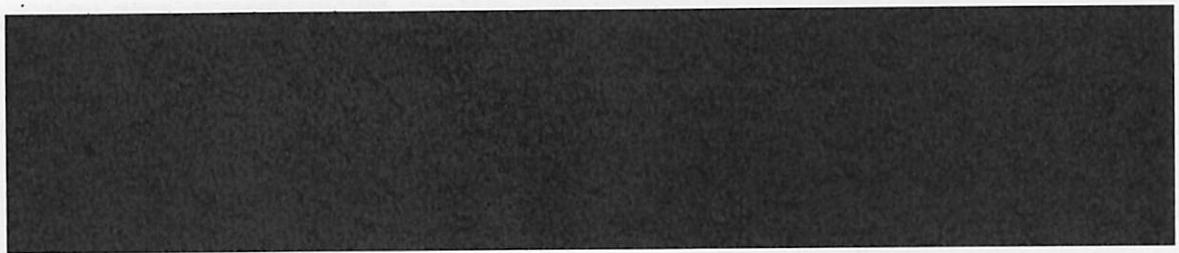
先ほど言ったような家裁の特徴からしますと、このような事件処理やマネジメントに関するノウハウを後任に継承していくことが必要になってくるのではないか、それは異動期を見据えて、一裁判官としても、更には庁全体のパフォーマンス維持を考えるお立場にある上席裁判官としても、ノウハウの継承という面で考える事は重要なことだと思いますが、この観点から何かお考えになっているございましたら、ぜひ積極的にご紹介いただければと思っております。

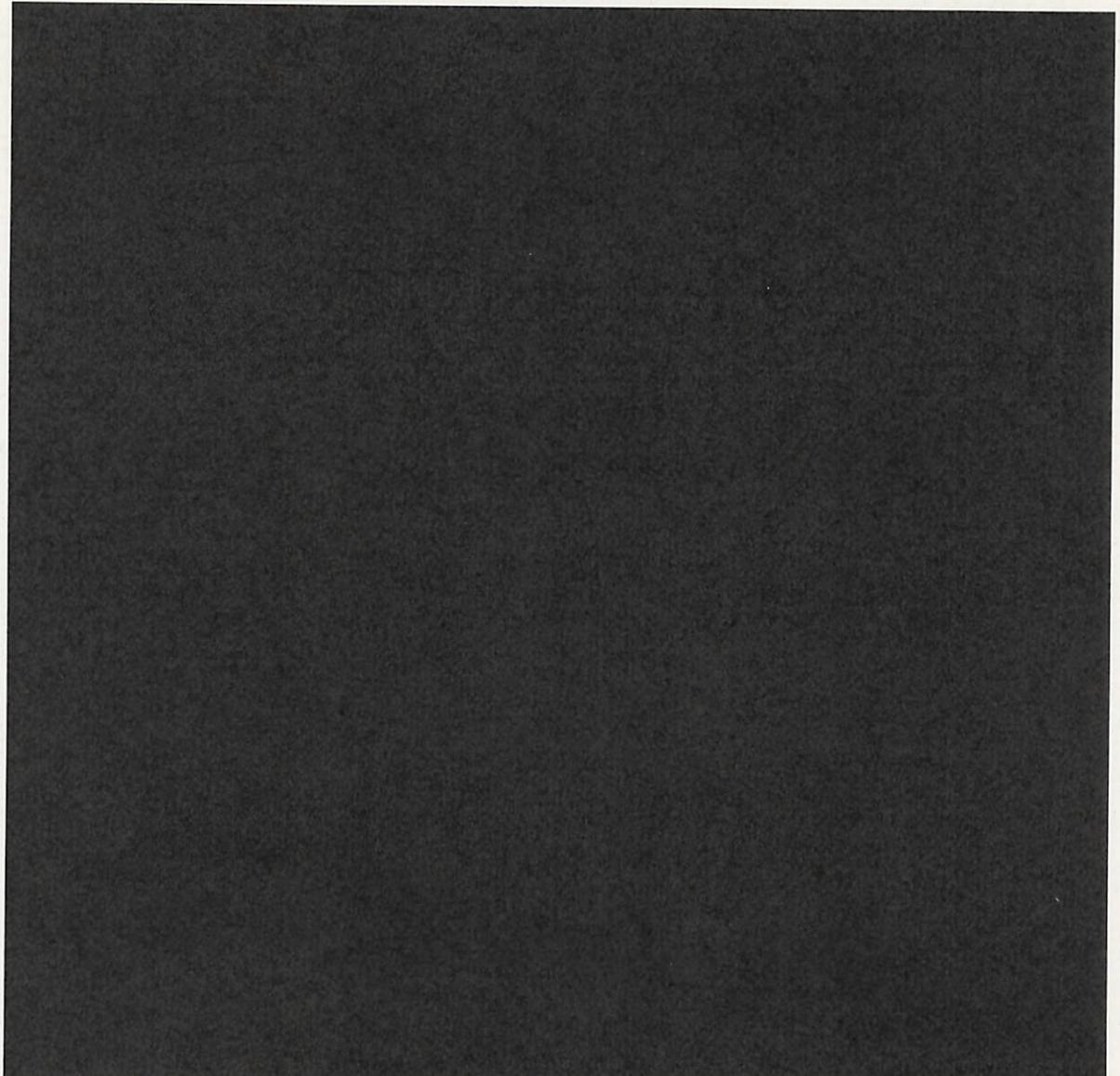
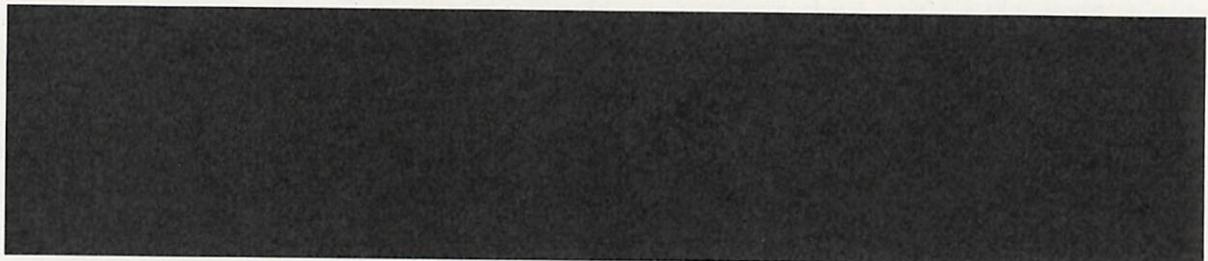
[REDACTED]

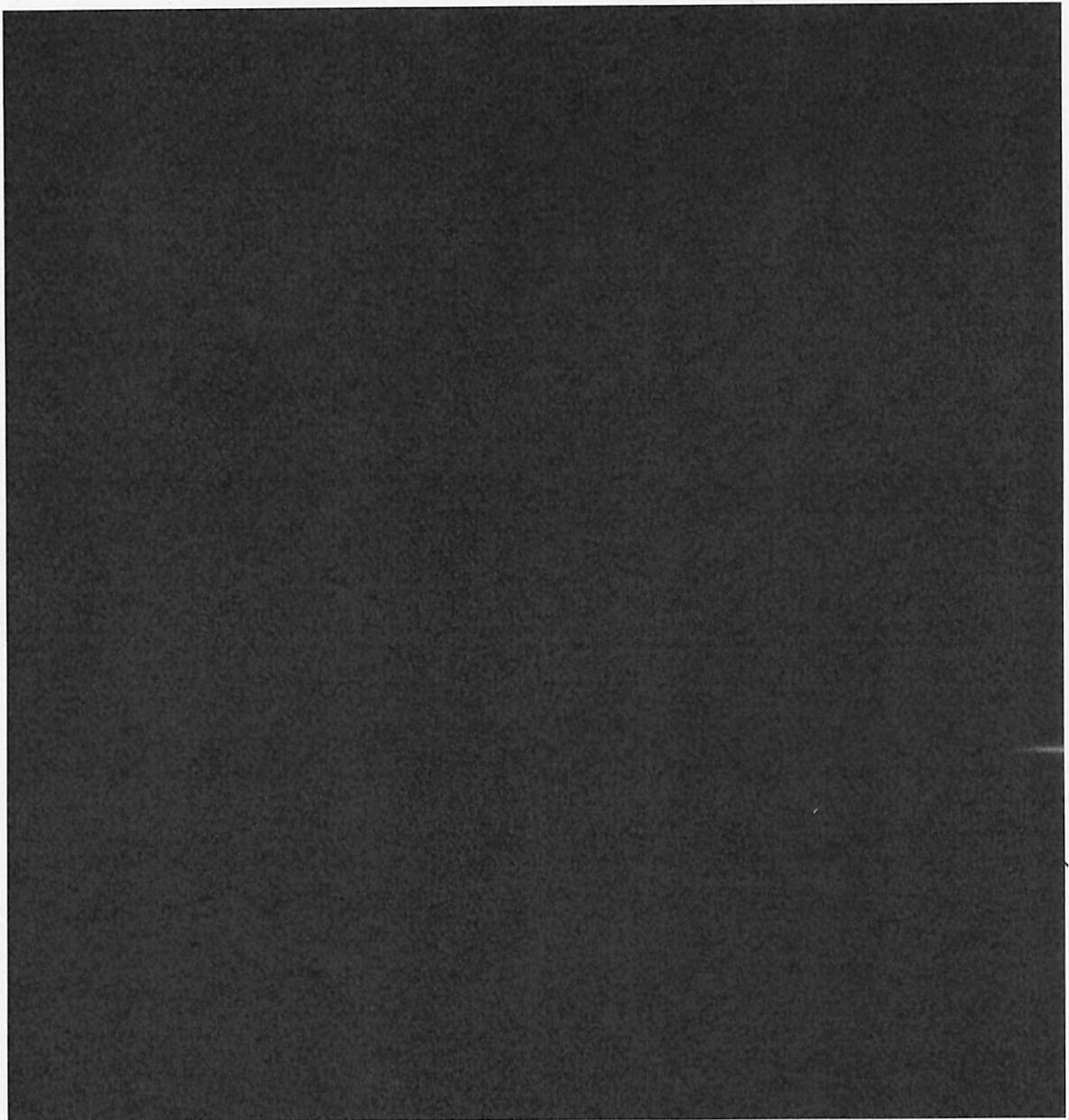
[REDACTED]



○一課長



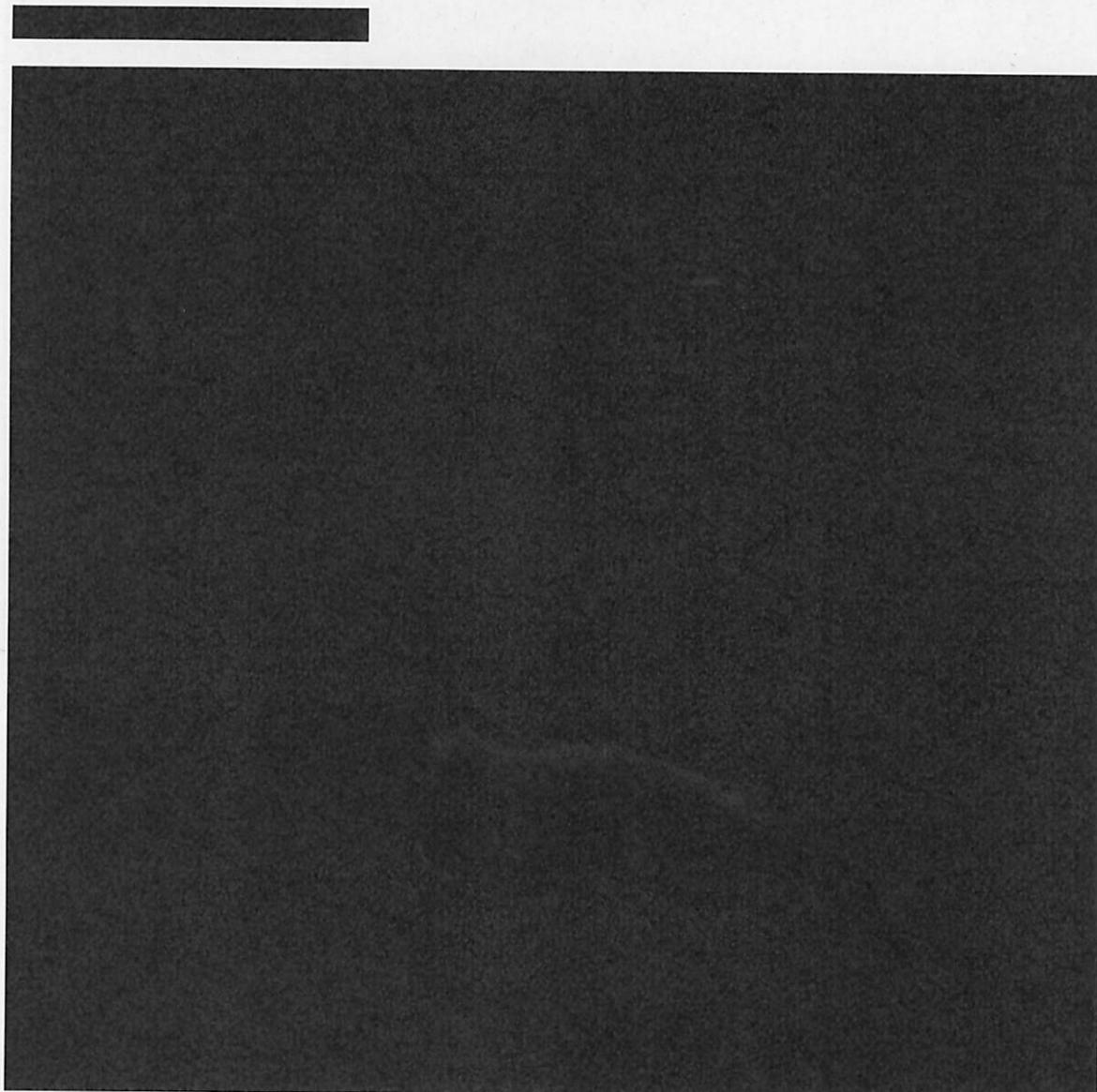


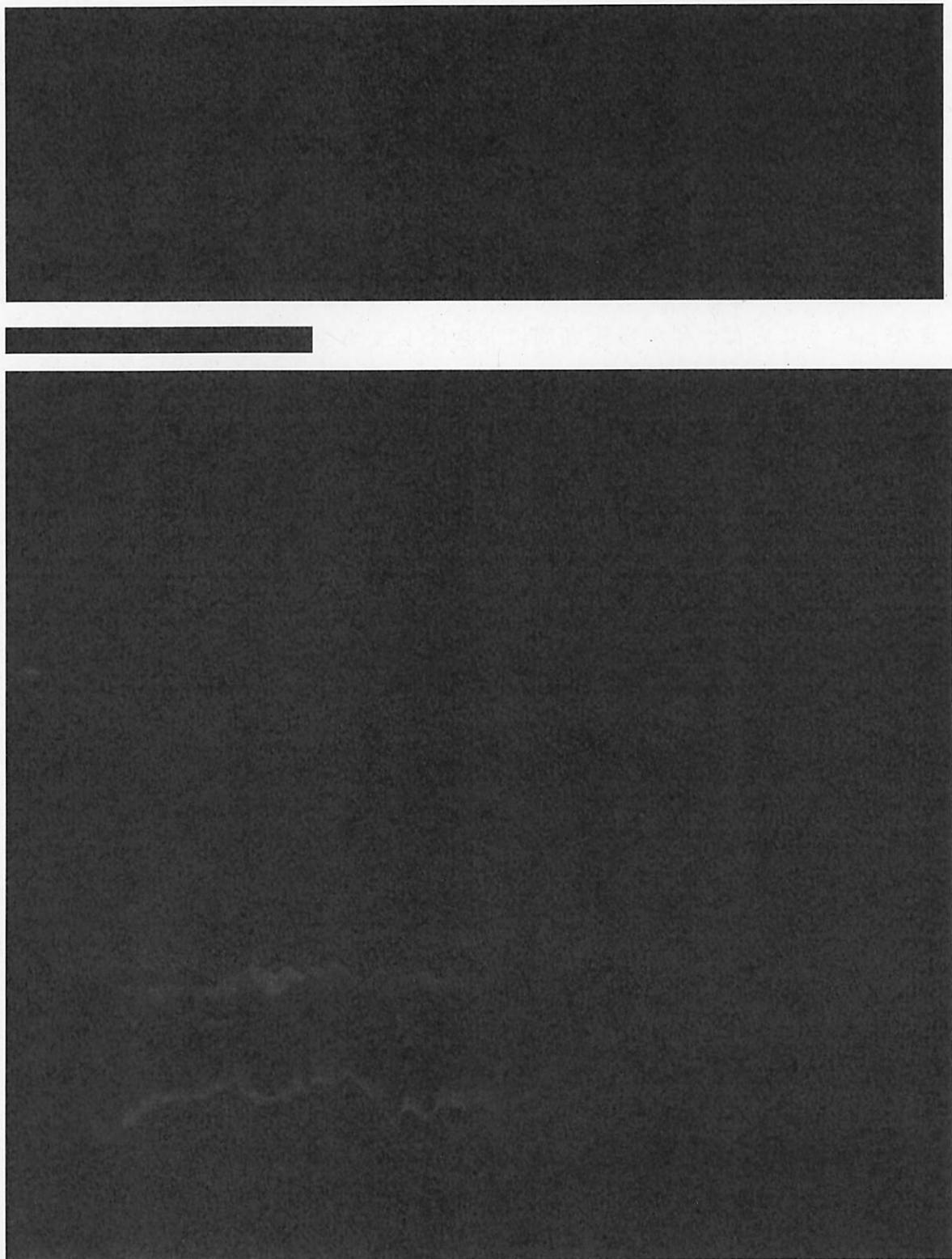


○一課長



次は、事務処理の合理化、標準化を行うための方策についてお聞きしたいと思っているのですが、この前の家裁上席等意見交換会分科会でも取り上げましたし、先日のブロック協議会でも各ブロックで議論いただいたところでございます。ブロック協議会での議論などを受けて、各庁の方で、こんな議論がされたとか、そういうことがありましたらぜひ紹介いただけますとありがとうございます。あるいは、それ以前から、うちの庁はこんなこと、私はこんなことを考えていますというような御発言でも全然構いませんがいかがでしょうか。





○一課長

各庁からなかなか参考になる工夫例などをご紹介いただきました。各庁の

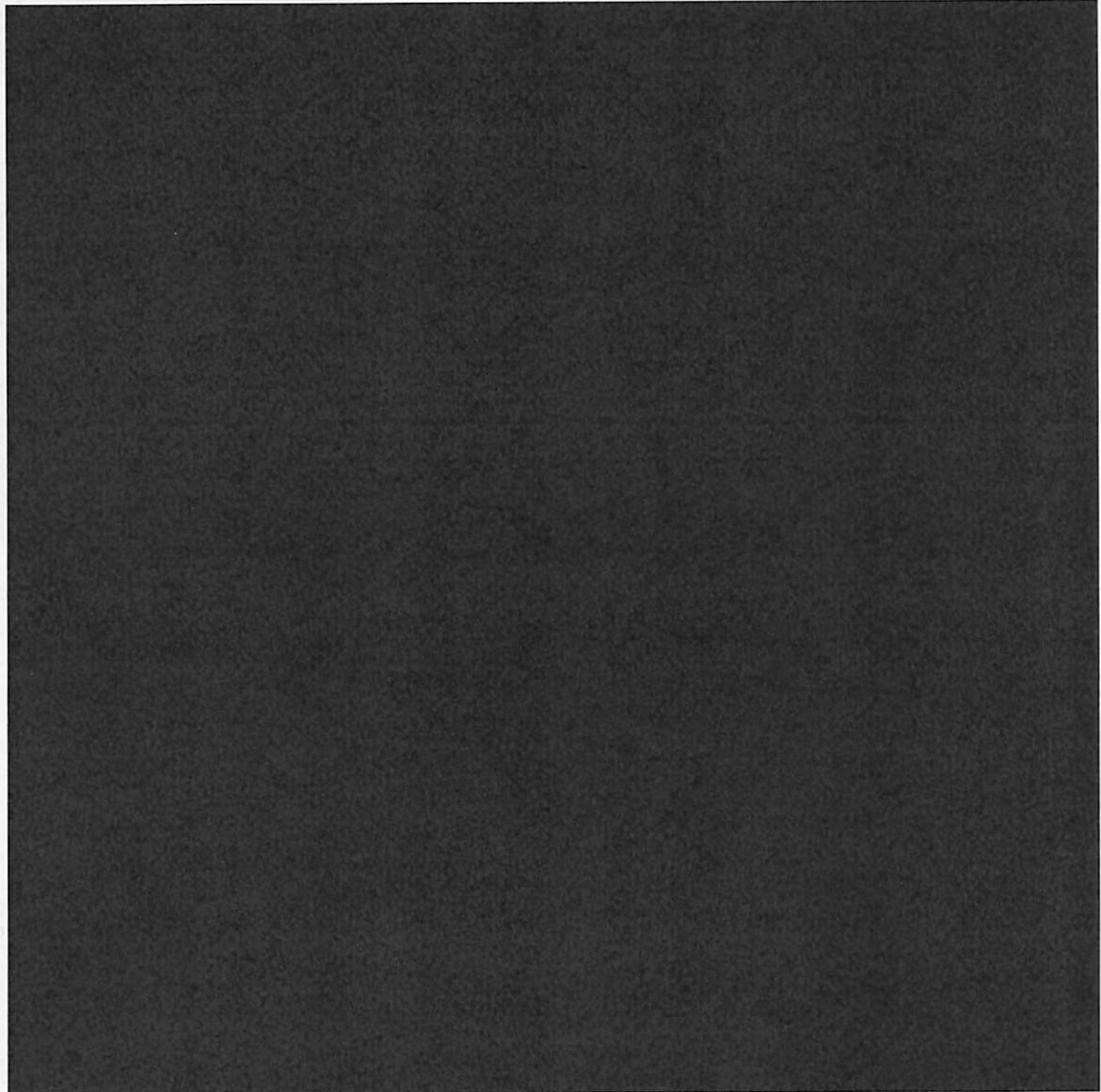
実情に応じて、ぜひ取組の参考にしていただくと共に、異動期の上席におかれましては、ぜひ後任への充分な継承についてもお願ひできればと思います。来年度中に Microsoft 365 が導入されることで、庁を超えて資料を共有したり、連絡を取り合うとか、そういうことも今より容易になるのではないかと見込まれます。そのような近い将来も念頭に置いて、デジタル化を活用して、ぜひオール家裁として、ノウハウや知識をどう蓄積して共有していくべきかということは、今から家庭局におきましても少しづつ考えていきたいなと思っている問題でございます。例えば家裁全体で事件処理やマネジメントのノウハウ、知見を共有蓄積することによって、調べ物にかける労力とか事件処理上の悩みとか、そういうのを軽減することにつなげて、合理的な事務処理を実現したり、あるいは空いた時間を注力すべき事件に振り向けるとか、ワークライフバランスを充実させるとか、そういうことを家裁みんなで目指して行くべきなのではないかなと、こちらの方も思っております。引き続き情報共有や意見交換のあり方を工夫して行きたいと思っておりますし、各庁におかれましてもそのような視点で工夫についてぜひよろしくお願ひいたします。

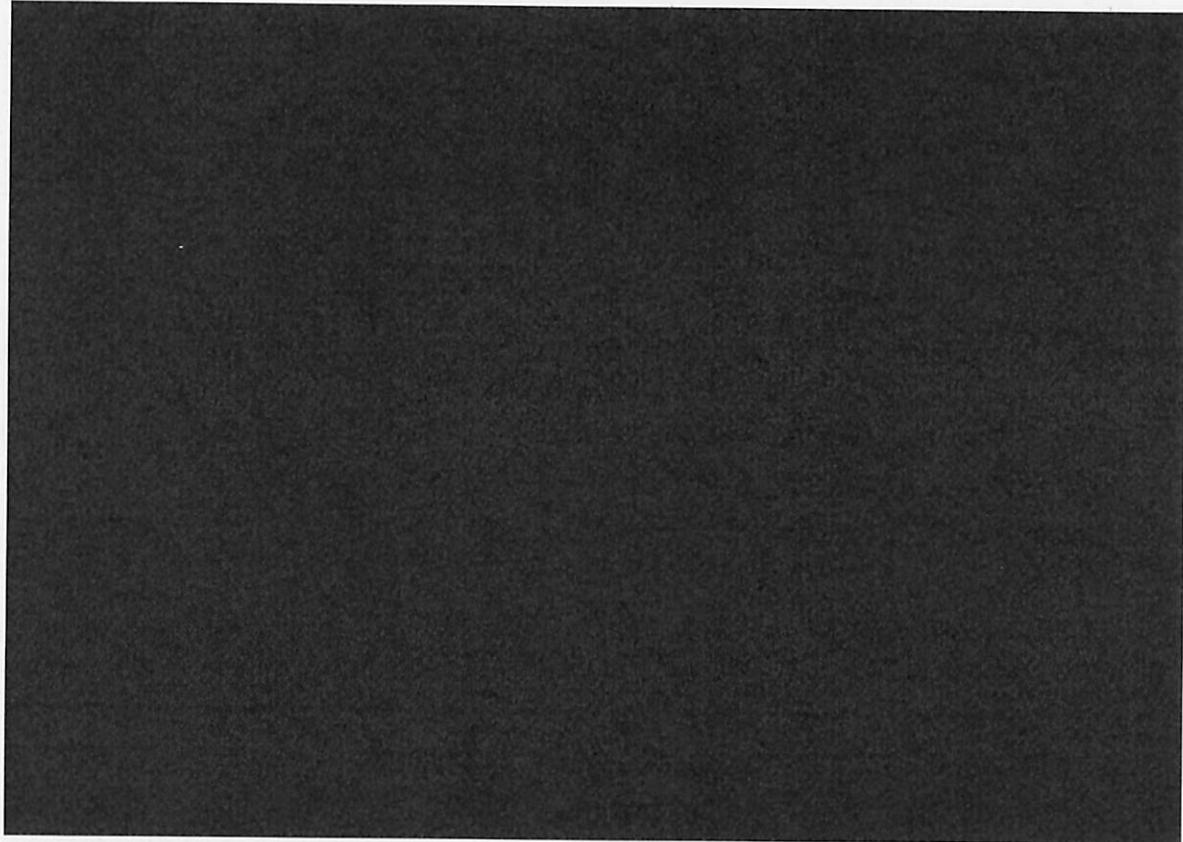
協議事項第2 家裁裁判官の負担感・繁忙度について

○一課長

では、次の家裁裁判官の負担感、繁忙度という議論に入って行きたいと思います。この点について、まず最初の○は、家裁事務が増加する一方で、産休あるいはコロナの自宅待機というようなことで、実働可能な裁判官が減少する中で、円滑な事件処理の確保あるいは安心した休暇取得のために、庁内でどのような工夫をしているか、それから二つ目の○は、ワークライフバランスの観点から例えば5時以降すぐに退庁しなければならない裁判官もい

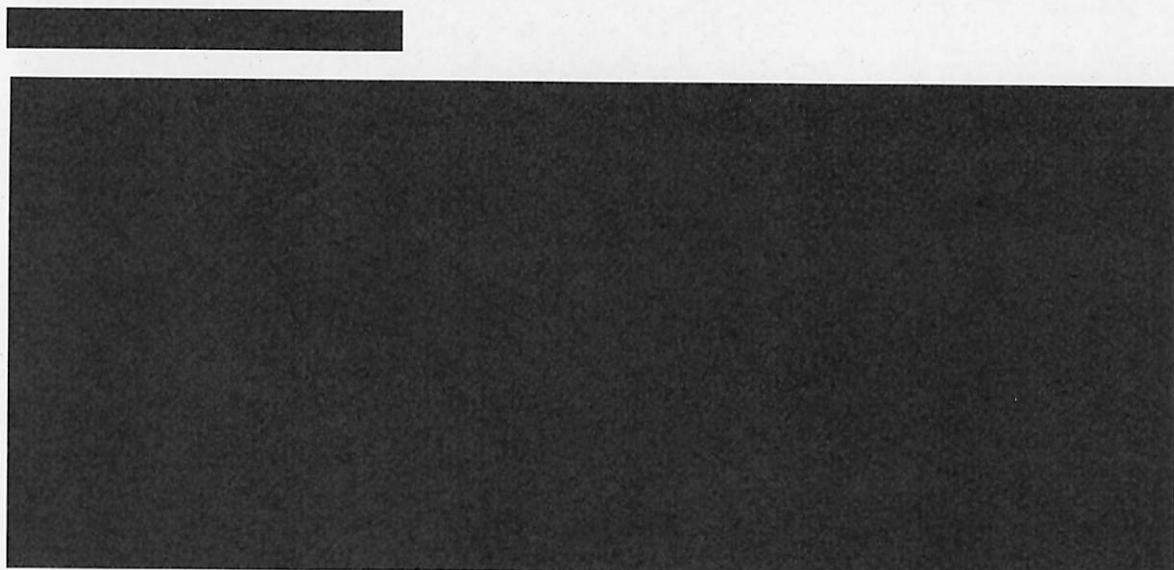
らっしゃると思いますので、どんな工夫をされておられるか、御自身の工夫とか、ノウハウとか、そういうことも色々とご紹介いただけたとありがたいなと思っております。

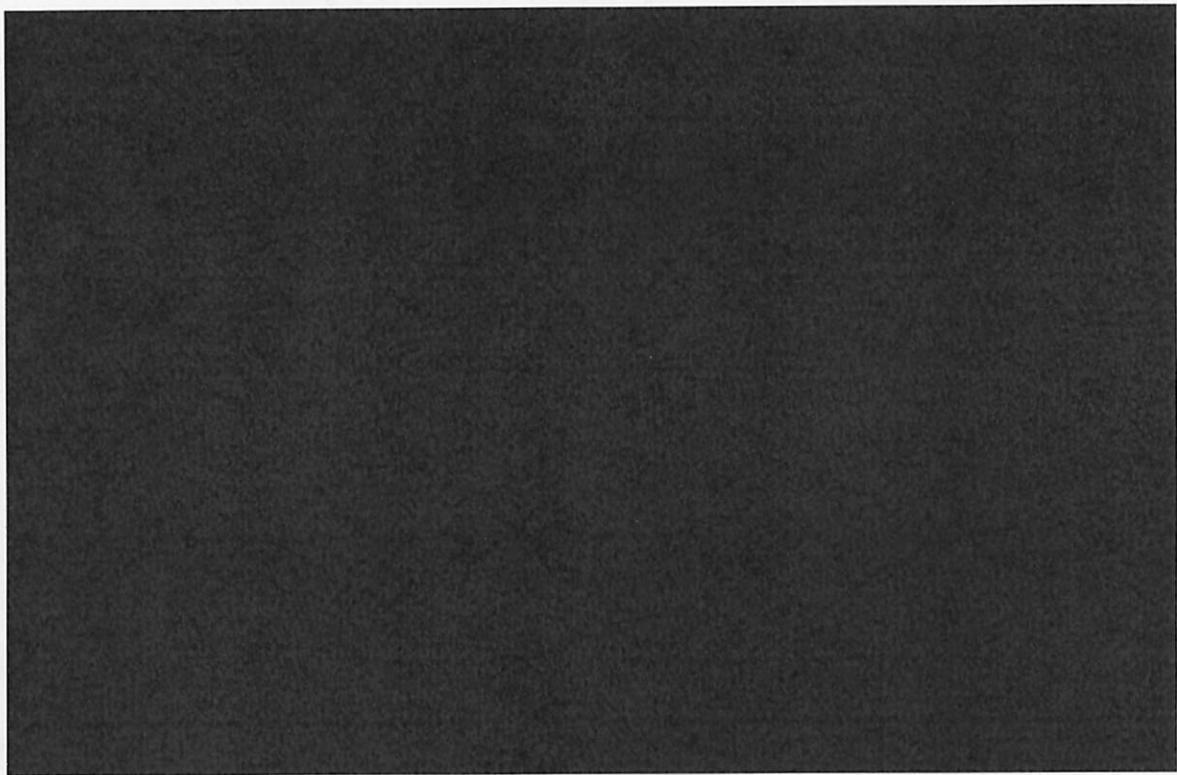




○一課長

非常に切実なお話だったかと思います。御自身が、例えばワークライフバランスの観点からこんな工夫をしているとか、あるいは上席としてこんな工夫をしているとか、ご紹介いただける序は他にもございますでしょうか。



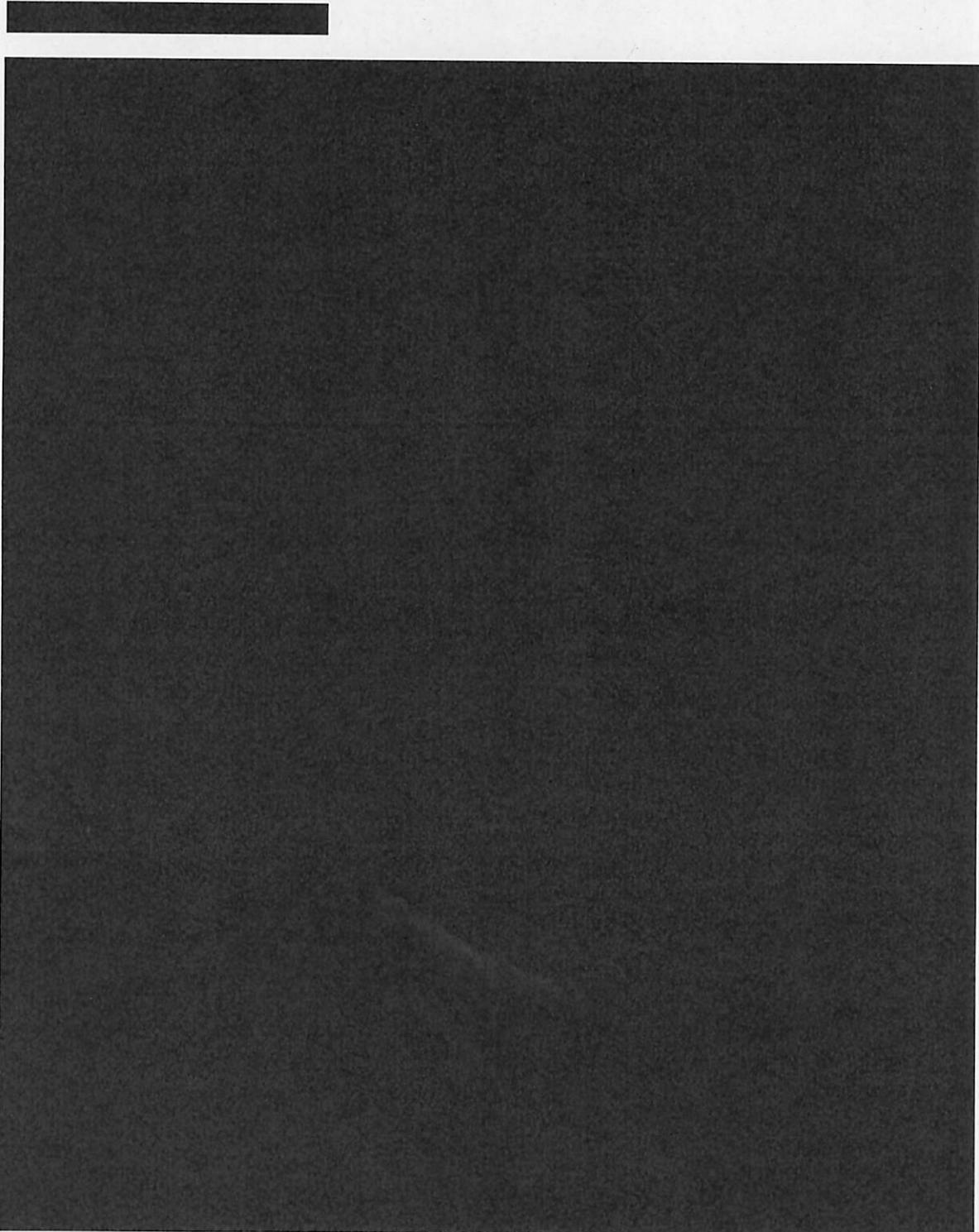


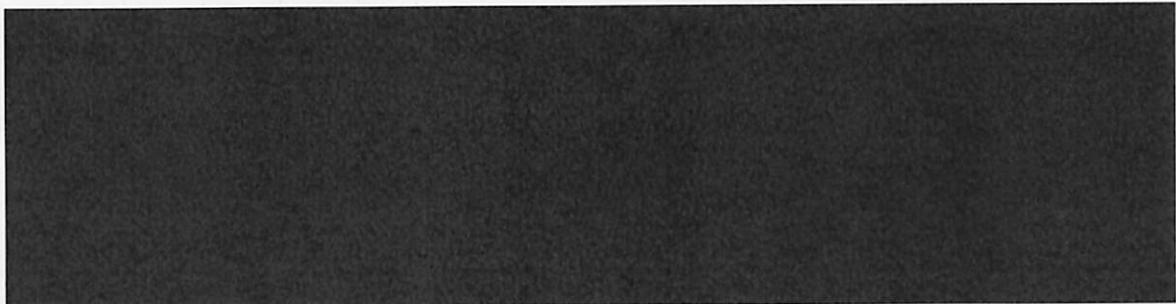
○一課長

ワークライフバランスとか言いながら、この会を5時半からやっていること自体どうなかって思いつつ、時間があればちょっと最後に、今後のこの会のあり方も議論させていただきたいなと思っていたところでございます。ちなみに次回からは、勤務時間内にこの会の時間帯を変えようかなということを御相談しようかと思っていたところなのですが、最後にお時間があればちょっと皆様にご相談したいと思います。

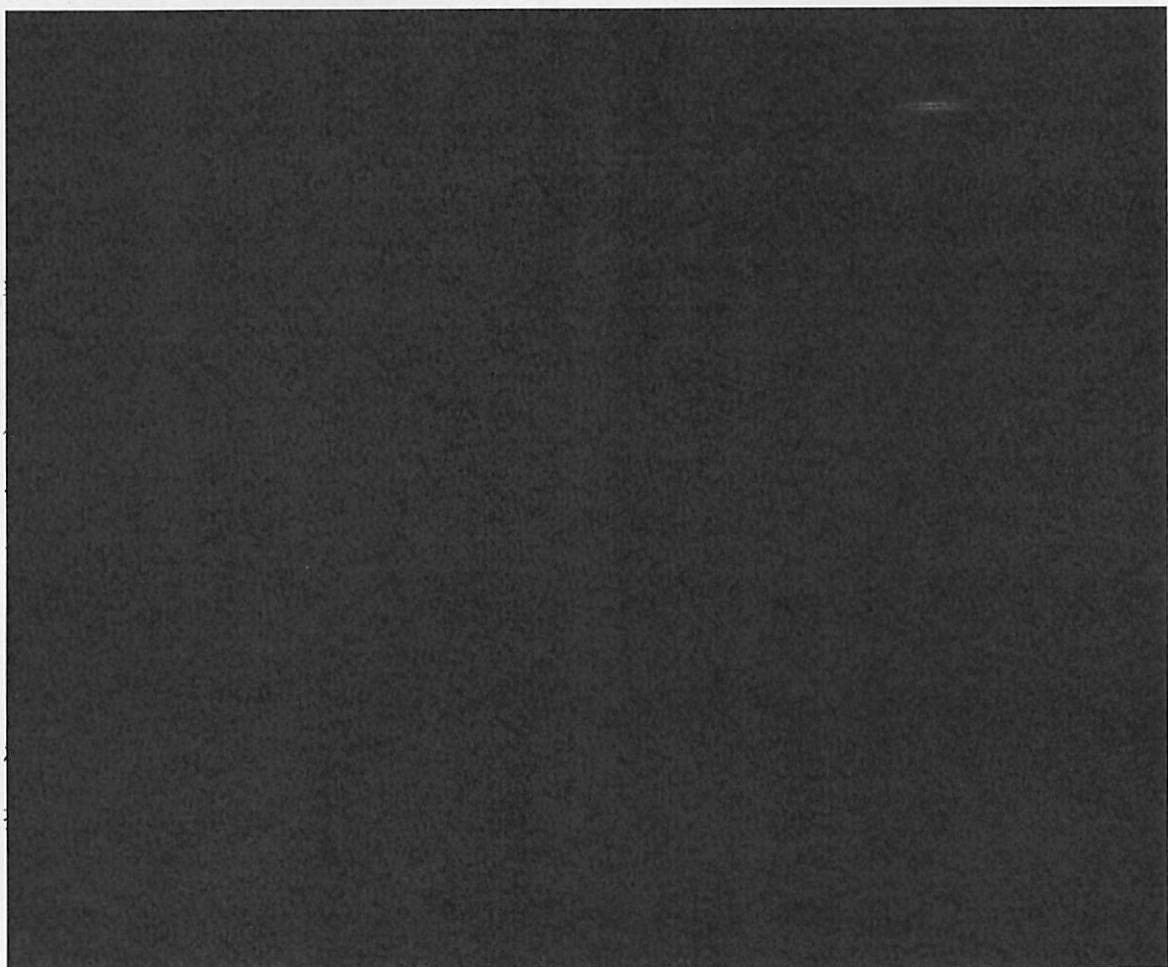
それでは、この関係の続きと言いますか、関連するのですが、次の○に行かせていただきたいと思います。上席あるいは部総括の立場から見て、今家裁の若手の裁判官あるいはまあ家裁の裁判官一般でもいいのですが、どんなところに一番負担を感じていると見ていらっしゃるのか、あるいはどこが一番ネック、繁忙度の原因になっているのかとか、どこが一番家裁の裁判官がつらいところなのかとか、そのあたりを例えば民事とかと比べて、家事の裁判官でどういう風に上席の立場からは見ておられるのか、そのあたりをぜひ

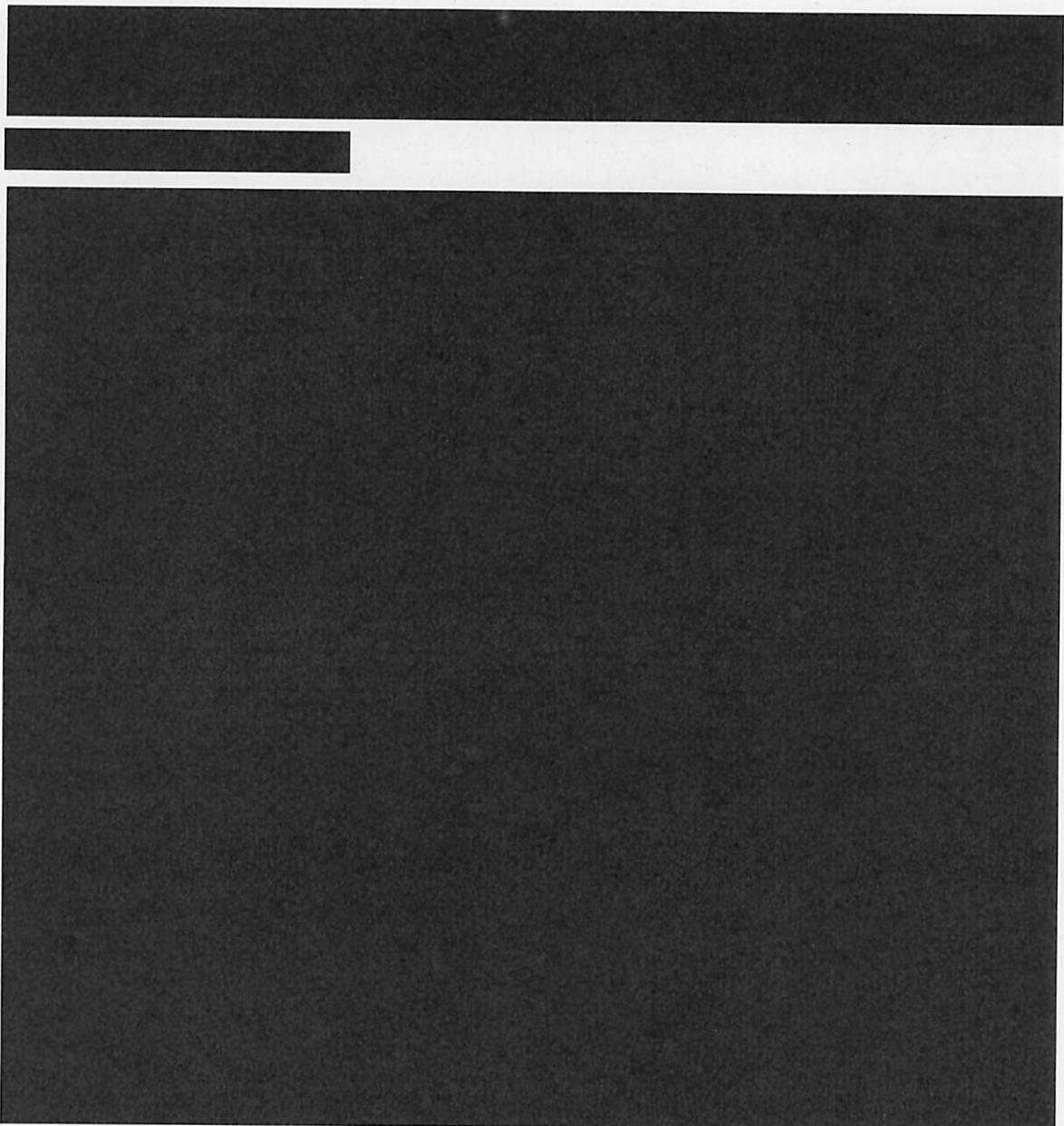
家庭局としても実情を知りたいところでございます。本当に率直なところで構いませんので、何か御自身の思うところを御発言いただける方いらっしゃいますでしょうか。



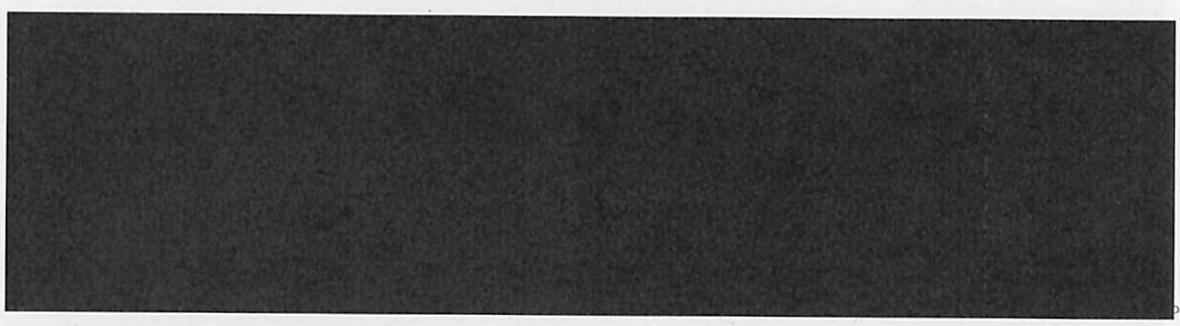


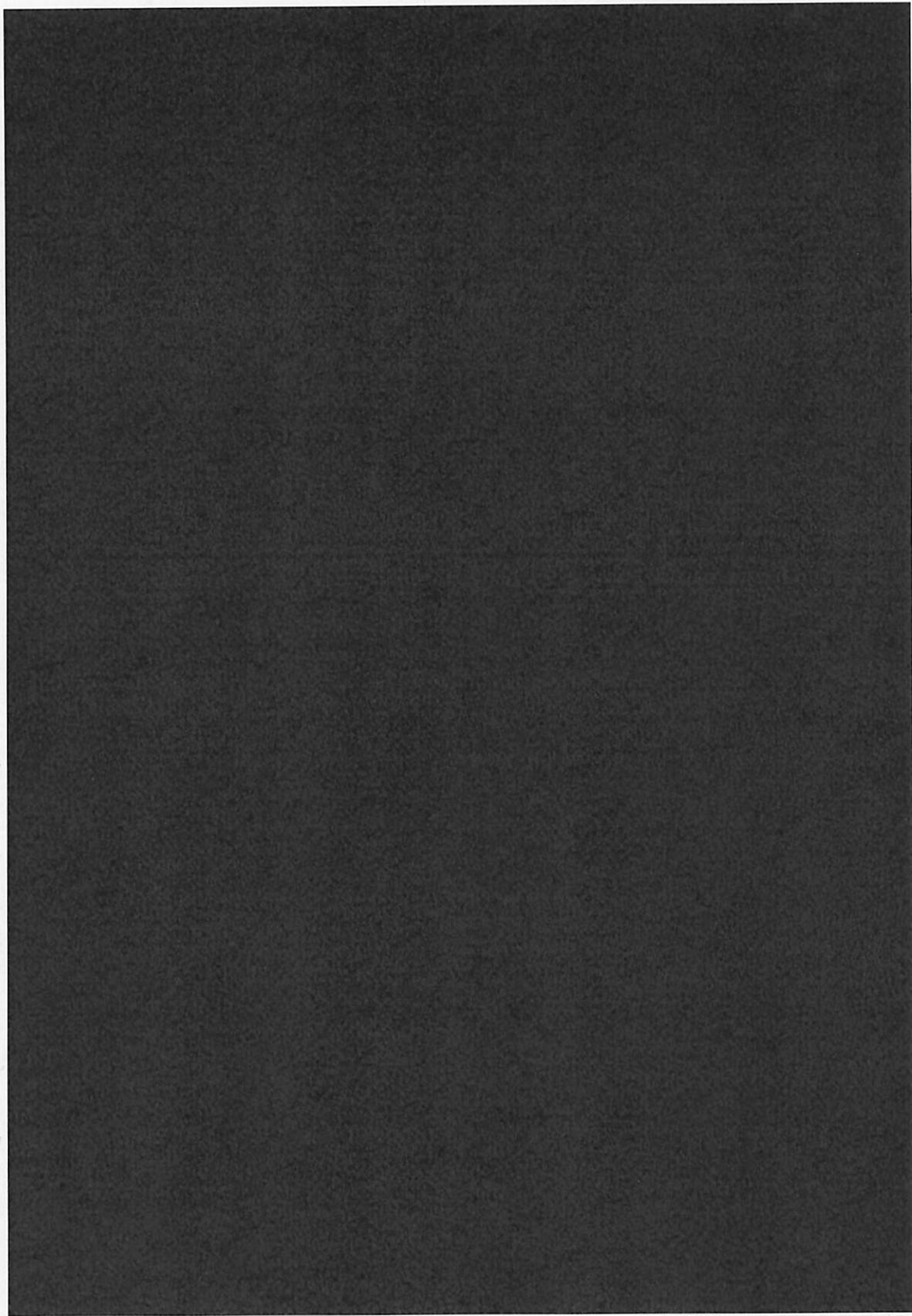
○一課長

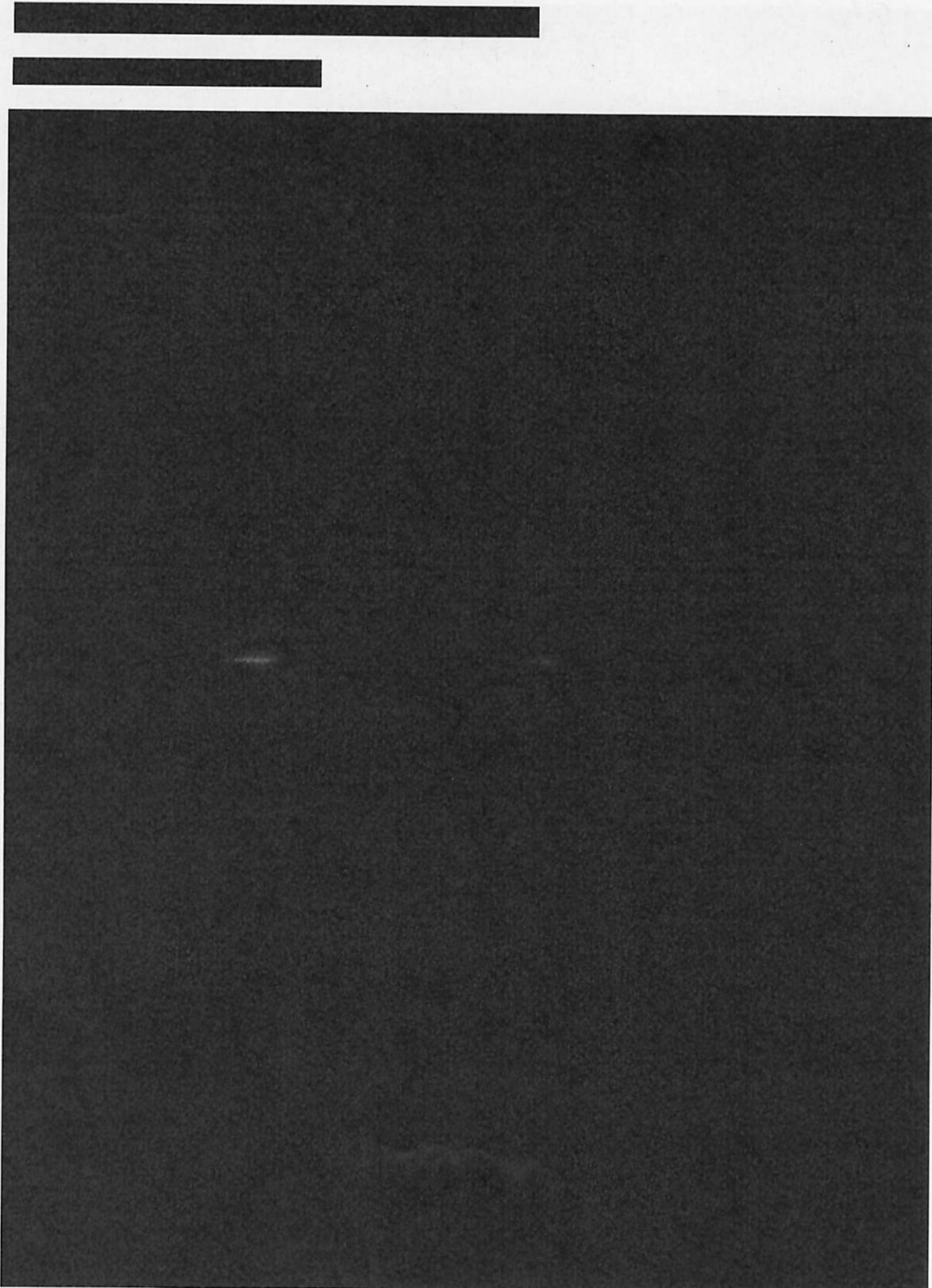




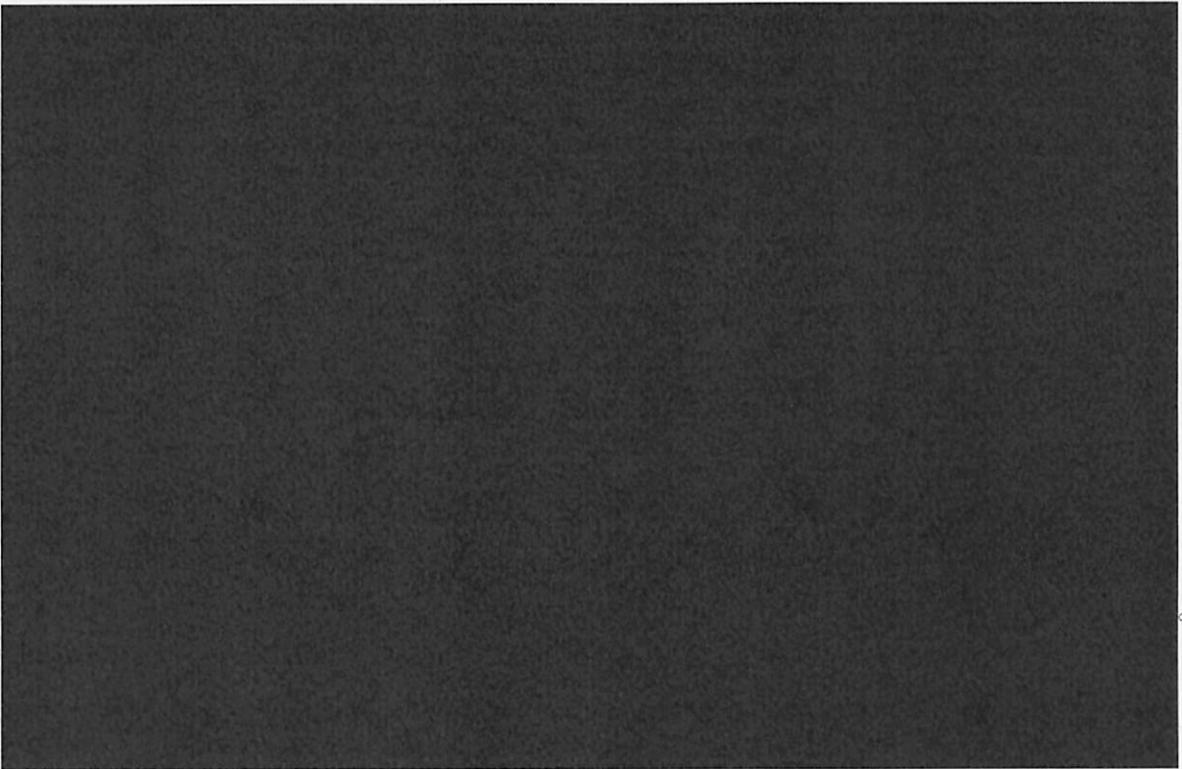
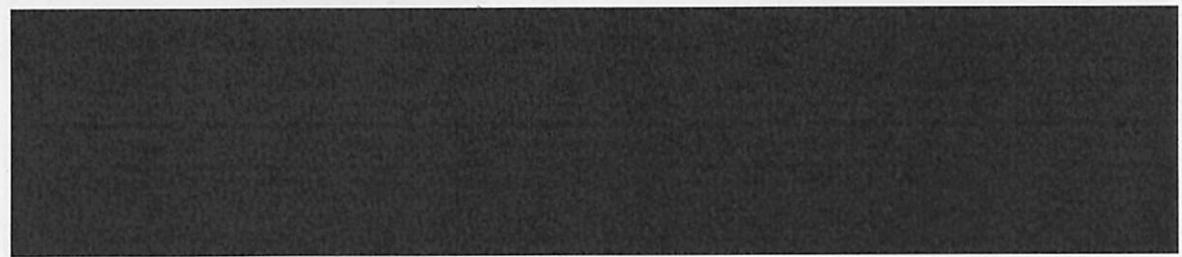
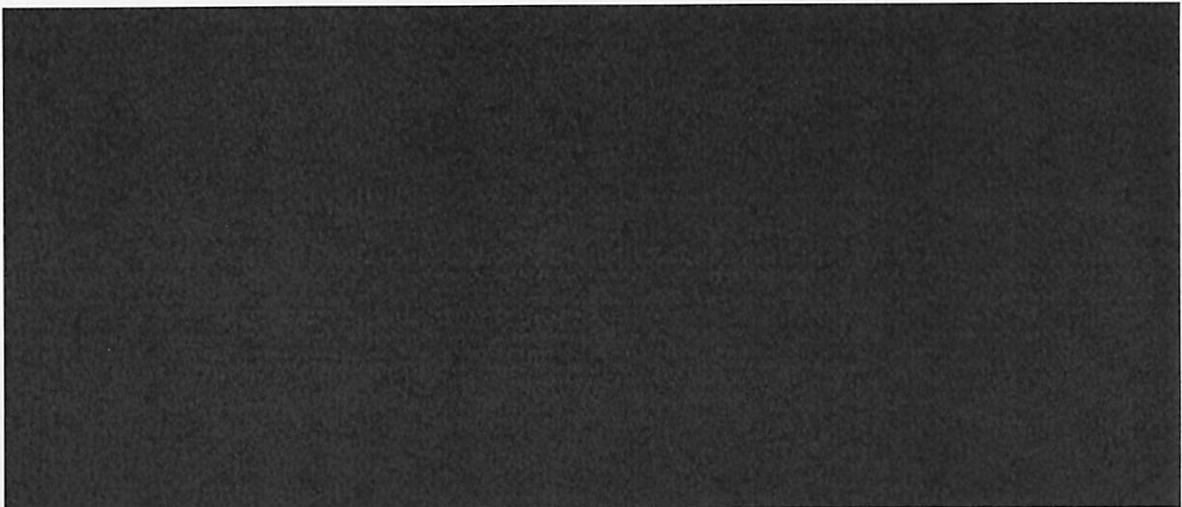
○一課長

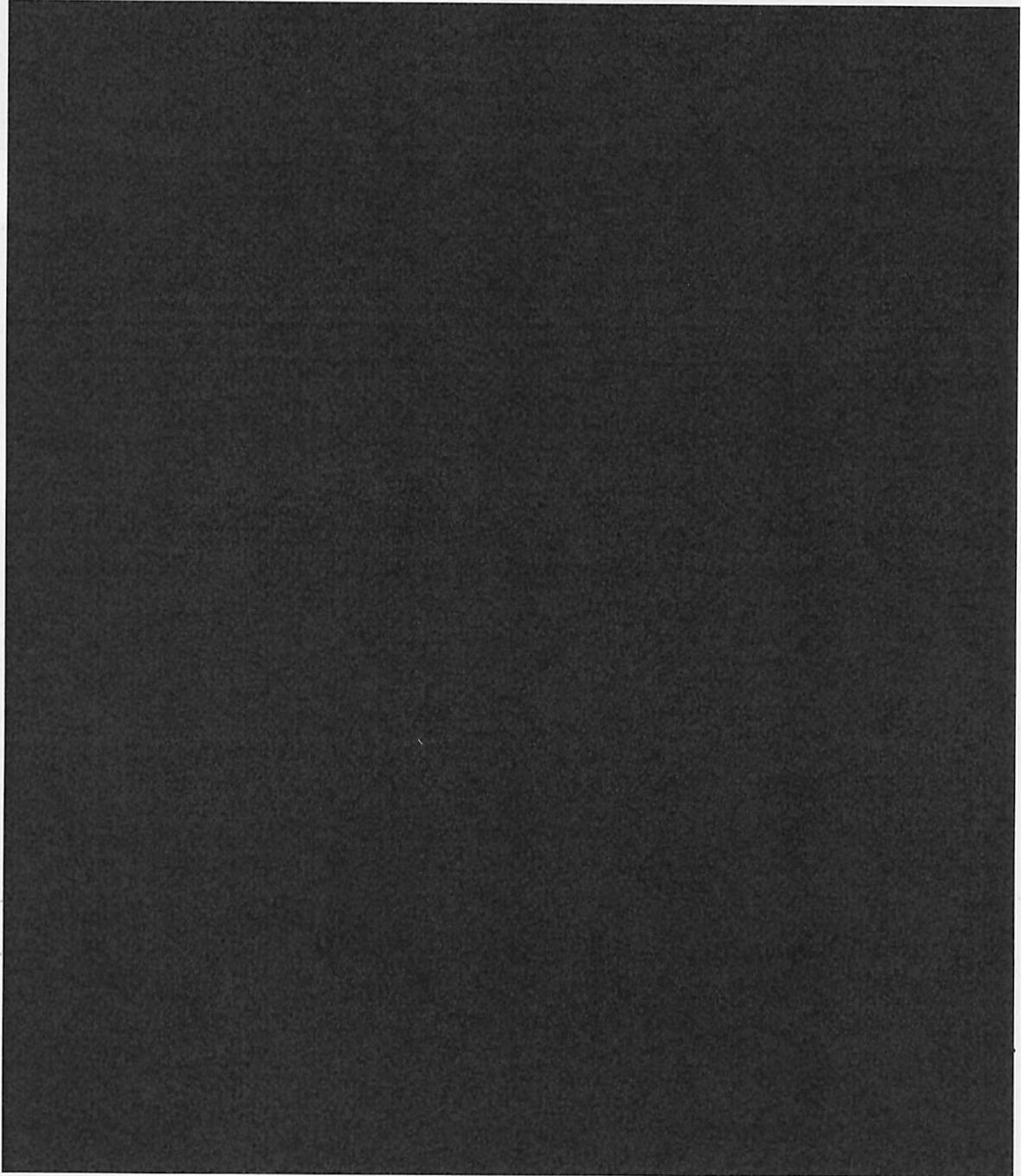
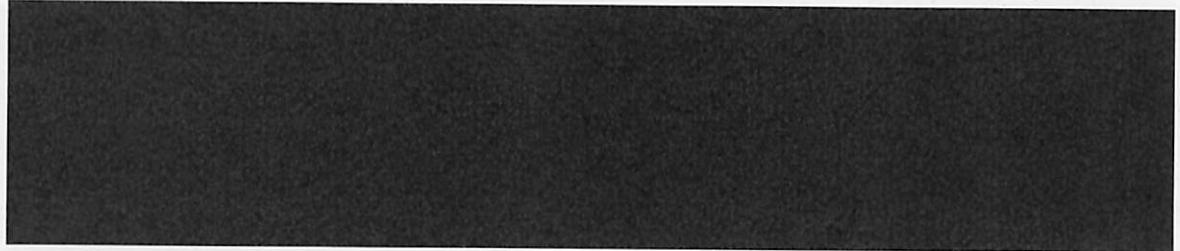


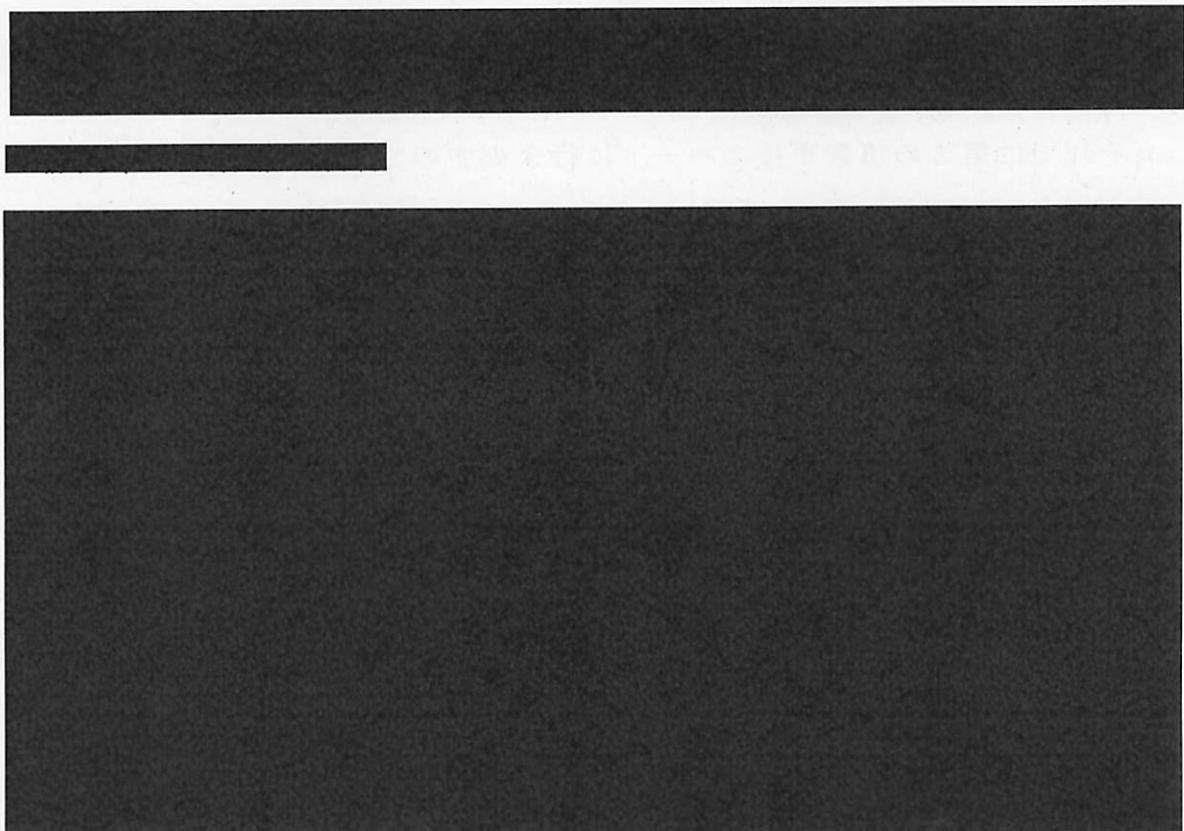




○一課長







○一課長

ちょっと駆け足になりましたけれども、家裁裁判官の負担感、繁忙度について、各庁からいろいろな御発言あるいは御意見をいただいたところです。家庭局でもこの点は問題意識を持っておりまして、これを軽減するための工夫方策などを真剣に考えていかなければいけないかなと思っているところでです。今日いろいろお話を聞きして、私も非常になるほどなと思ったところが多かったです。特に、家裁の判断っていうのは、民事刑事以上に裁量の範囲が、手続進行の部分でも、あるいは判断自体の部分でも大きいというお話は、なるほどなと特に思いました。家庭局としても、今日の御意見なども踏まえて、どういうことがサポートとしてできるか考えたいと思います。

時間の関係上、本日各庁における負担感の実情など、あるいはどこに一番家裁の裁判官はつらいとか負担だと思っているかという点について、伺い切れなかった部分もございますので、場合によってはアンケートなどで、事後

に負担の実情等をお伺いすることもあるかもしれません、その際は是非よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは第3の協議事項のパートに行きますので、第二課長と交代させていただきます。

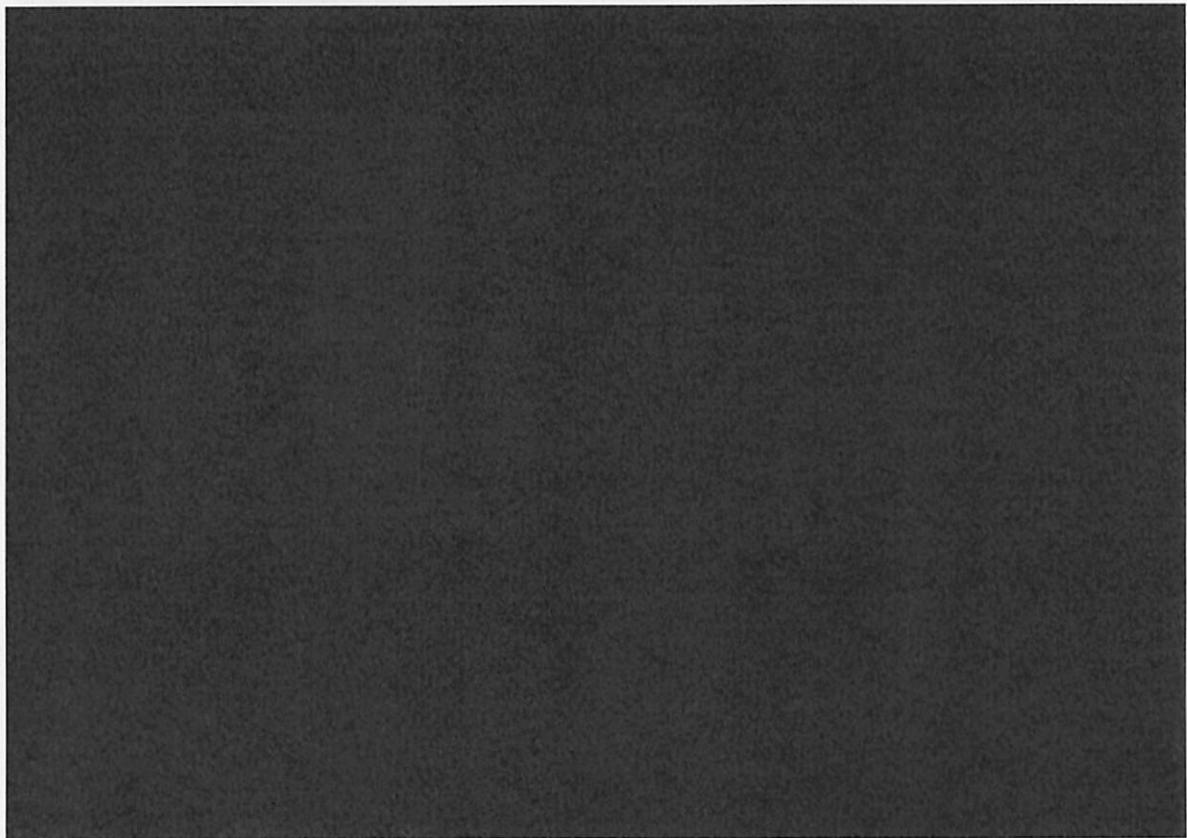
● 協議事項第3 当事者から提出される書面の取扱いについて

○向井家庭局第二課長（以下「二課長」という。）

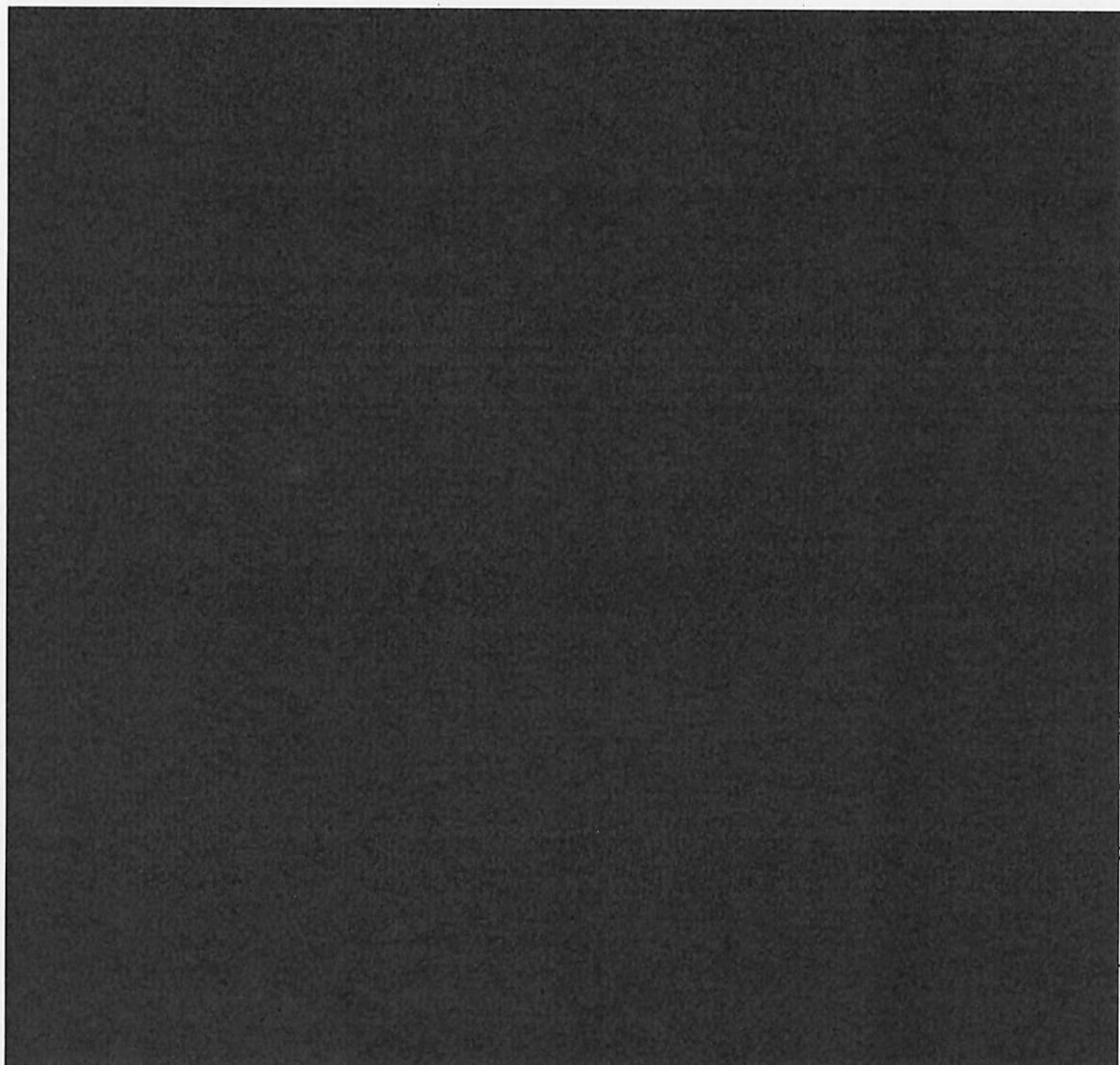
このテーマは私が進行を担当させていただきます。第3のテーマにつきましてはブロックでもこれと関連する事項を取扱いましたけれども、調停事件において当事者から提出される書面の取り扱いについてということになります。時間は30分ということになっていますので、この点について長く議論することが今回はできませんけれども、現状をまず確認するということを中心にお話いただきたいと思います。

まず一つ目の○になりますけれども、前段ですね、どのような書面を共有しているか、また書面が共有されていないにしても書面が提出されたことや内容を説明しているものとしてどんなものがあるか、全く共有していないものにはどういったものがあるか、というようなことなのですが、まずどんな書面を基本的に必ず共有しているかというところについては、多くの府では例えば経済事案ですね、婚費養育費財産分与などで収入関係の資料、財産関係の資料、そういったものは共有しているところが、書面の写しを相手方の分も用意させて共有しているところが多いような気がするんですが、ちょっと多数決で、実際に写しを相手方当事者にも共有しているというところを、挙手機能を使っていただいて手を挙げていただけますでしょうか。（挙手確認）多くの府がかなり共有しているというところですね。反対にこういう経済事件であっても基本的には調停委員会に提出するのみで相手方とは共有して

ない府はどこかございますか。(挙手確認) 多分今言った経済事案は、全て相手方の写しまで用意してというところなんでしょうね。ではこのあたりについて、特にこれ以上深める必要はないというふうに思いますが、基本的には相手に対してこれに仮に反論があれば反論してもらう必要があるということで、写しまで求めているというふうに理解しております。次に、相手方用の写しまでは提出させないけれども、こういった書面が出来ましたとかこういった書面にこういうことが書いてありました、というようなことで、内容については相手方に説明するようなものとしてどのようなものがあるかをお伺いしたいと思います。ここはもちろんケースバイケースであったり、府によってもばらつきがあると思うんですが、何かうちの府ではこういった類のものについては必ず相手方に説明をしていますみたいなものがあれば、お伺いしたいと思いますが、どこかご発言いただけないでしょうか。

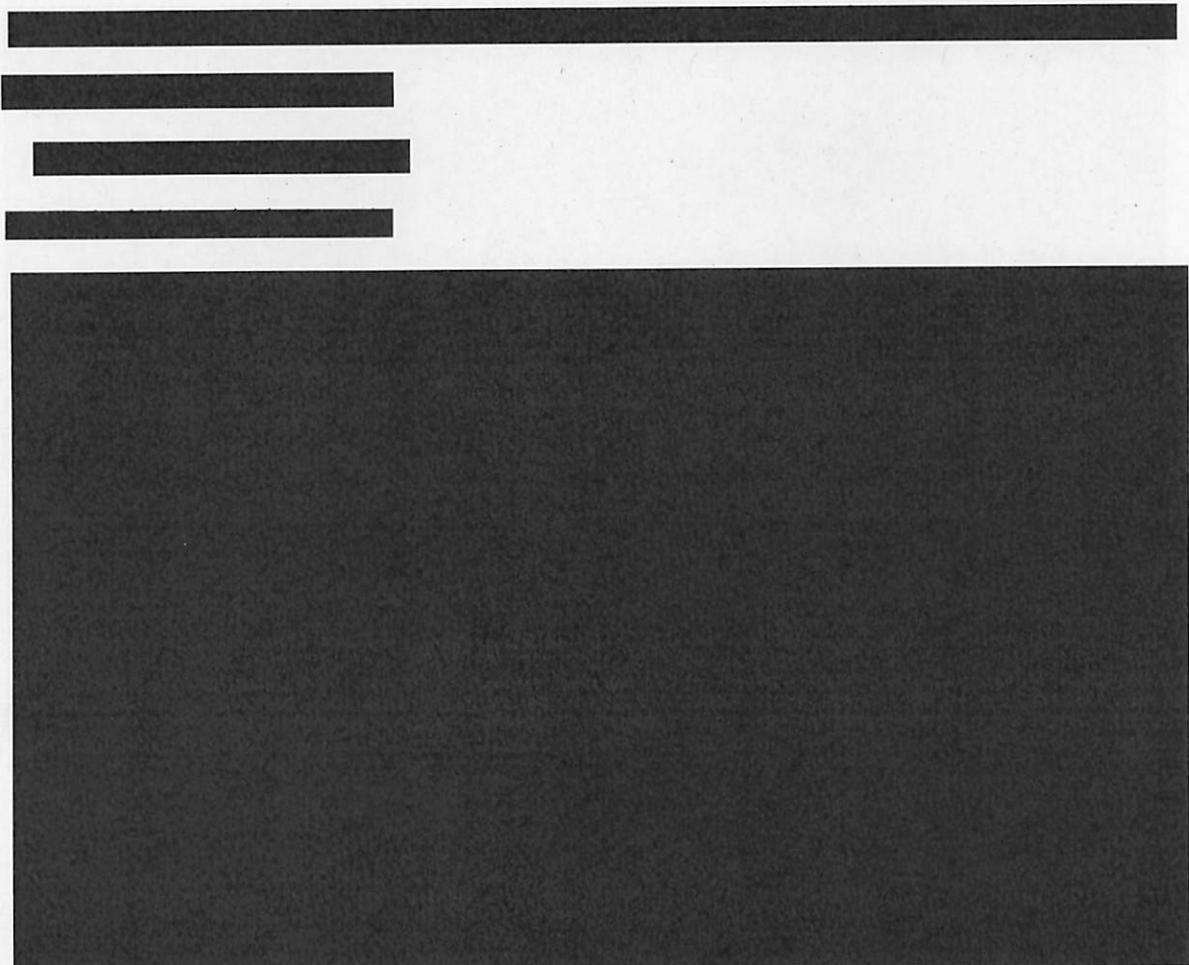


○二課長



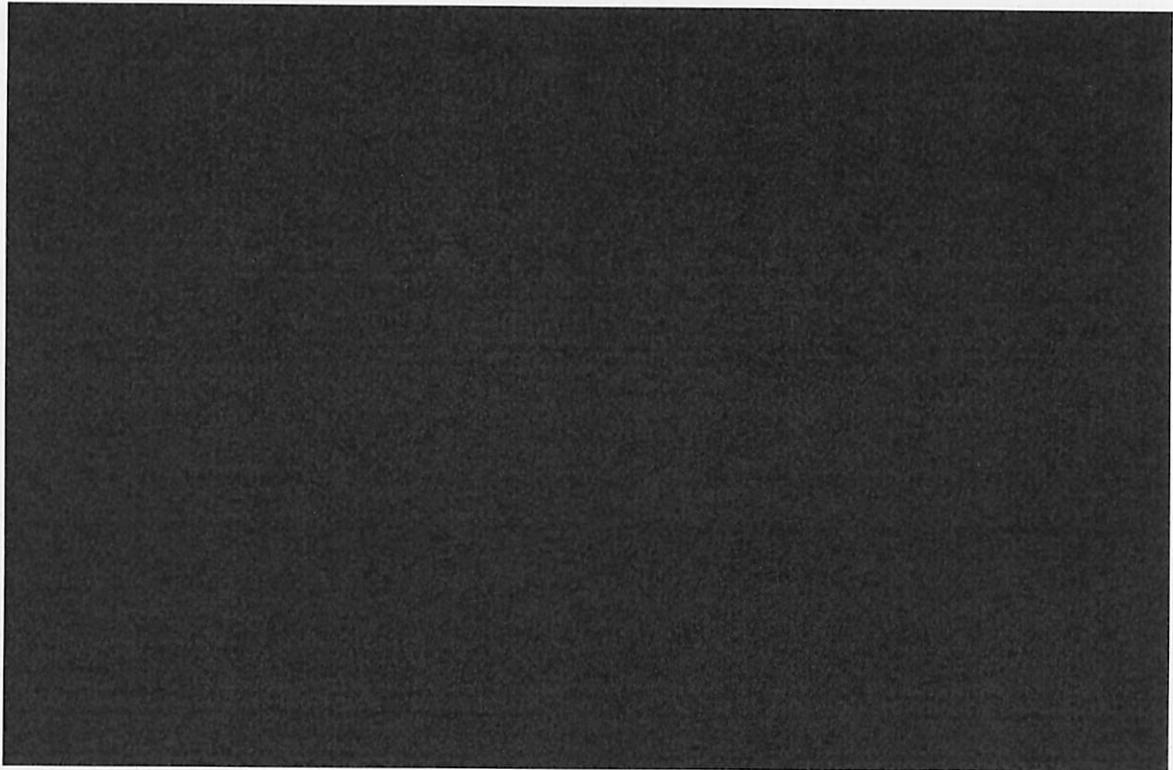
○二課長



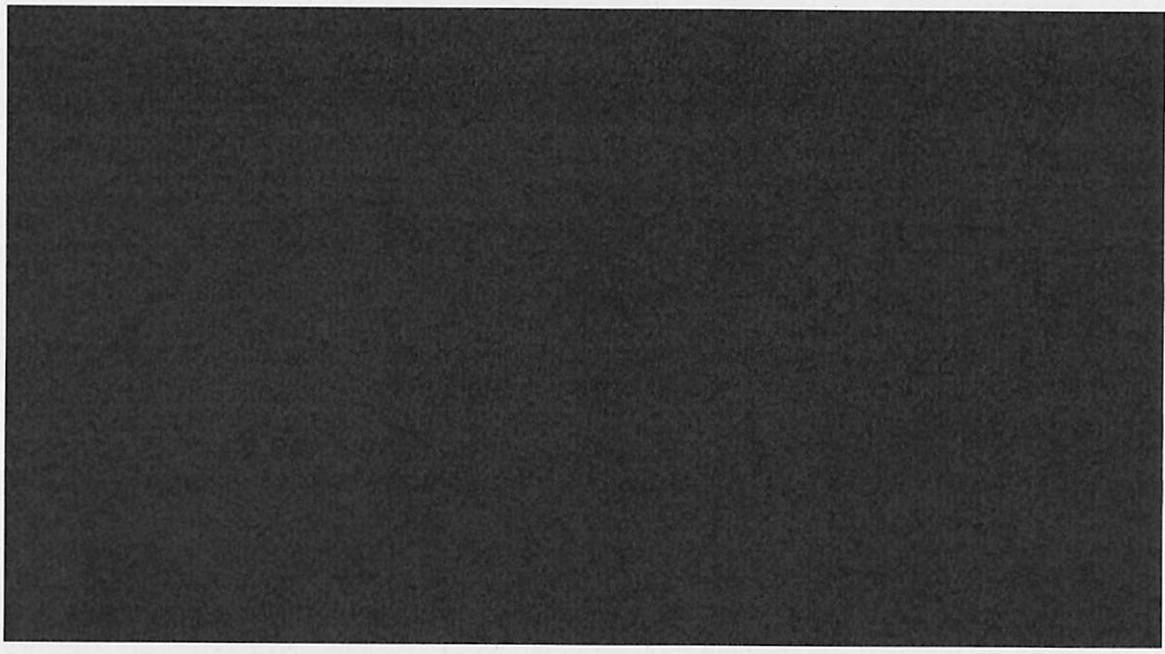


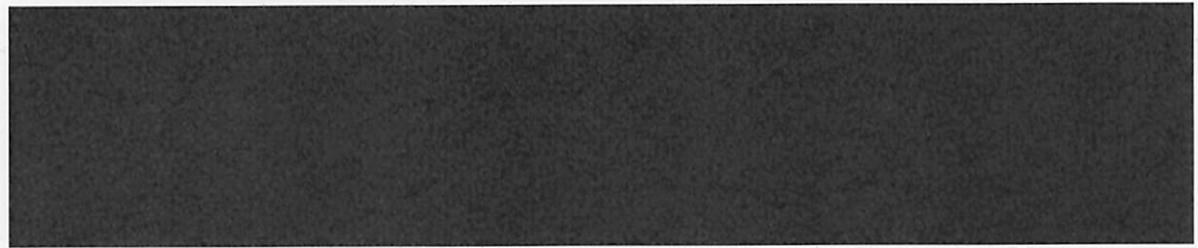
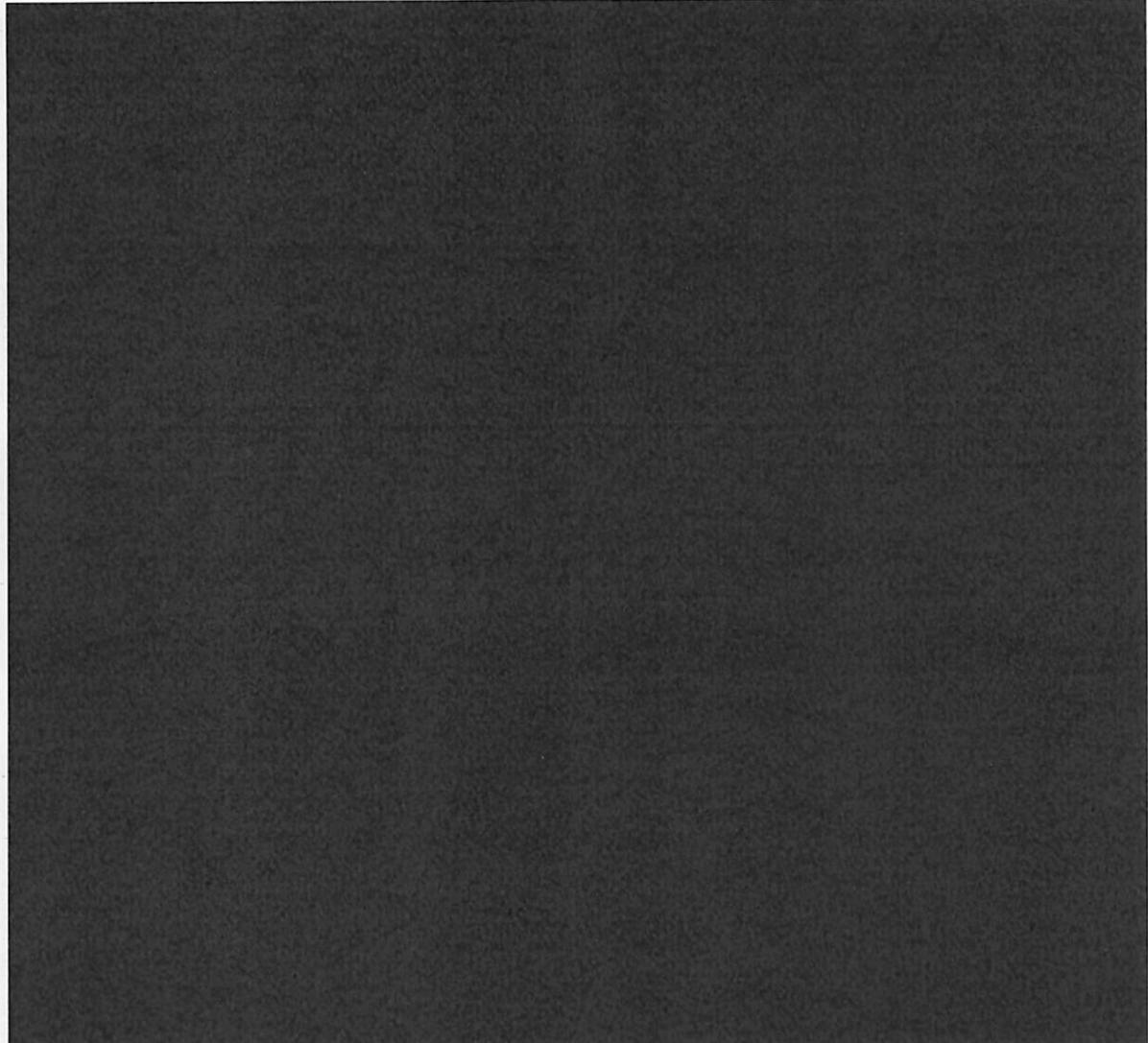
○二課長

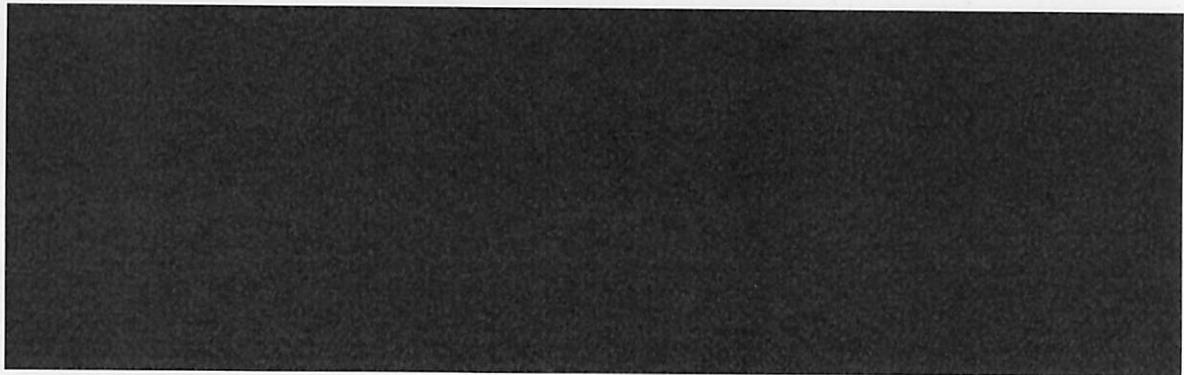




○二課長



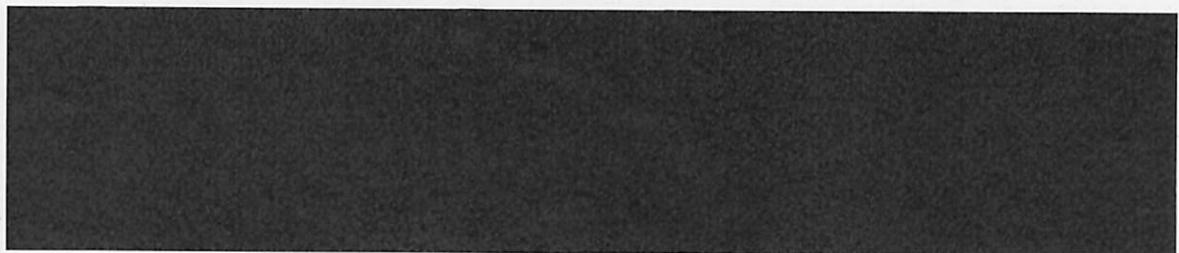




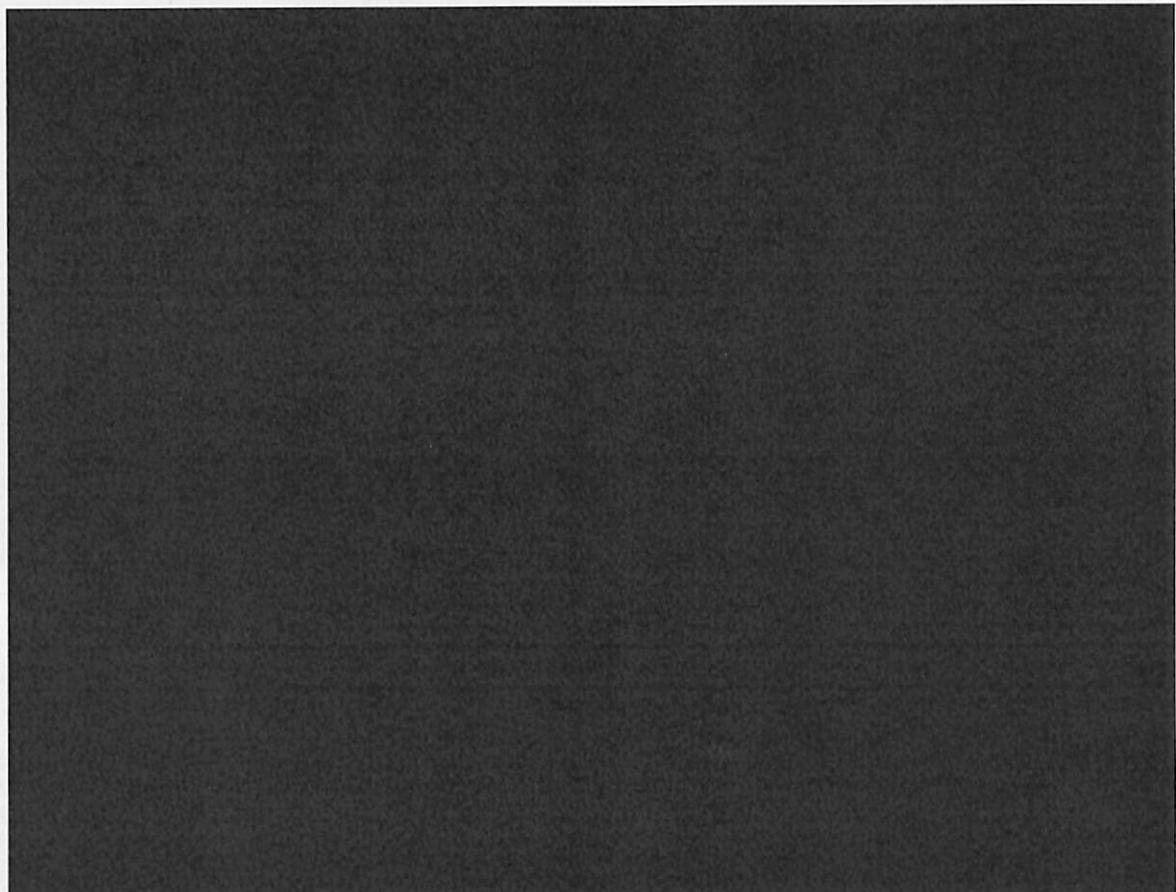
○二課長

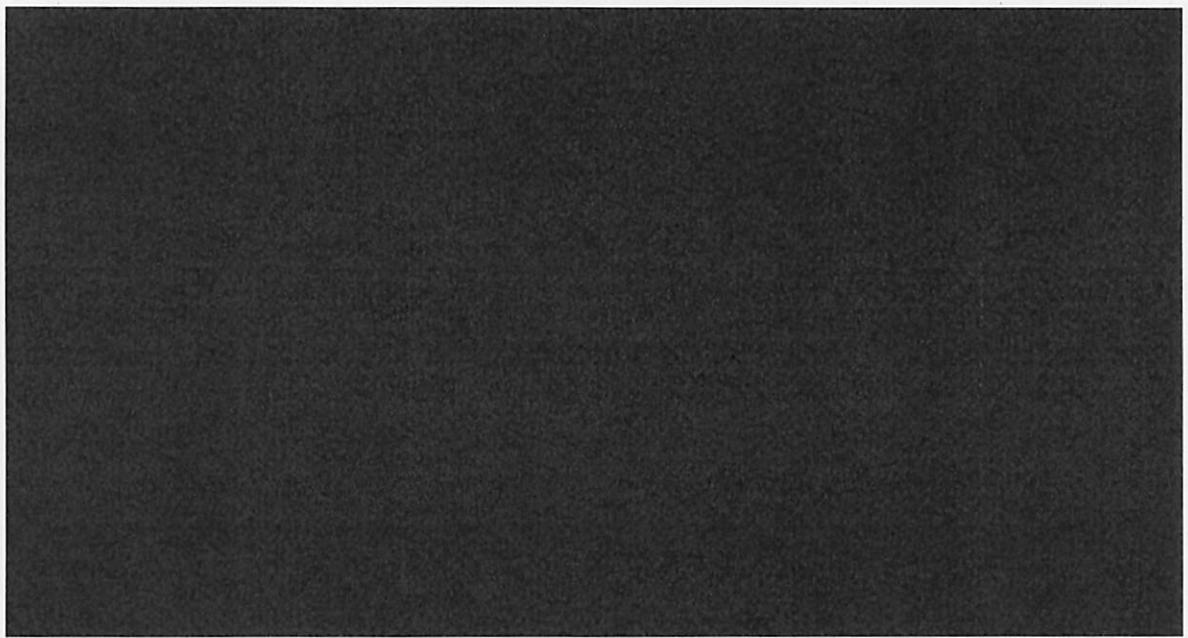


○二課長

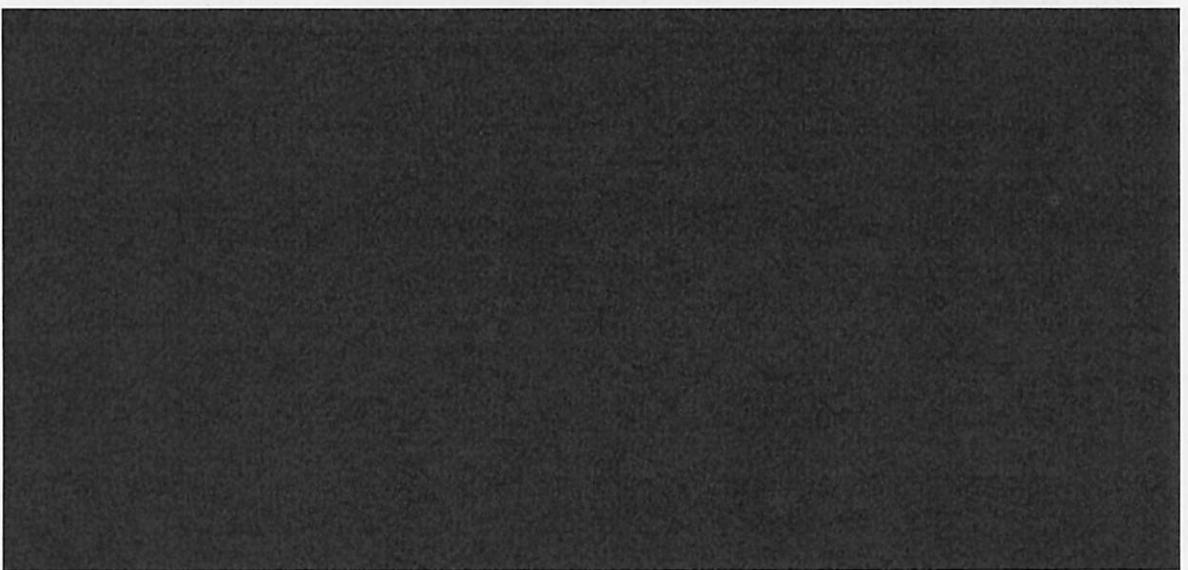


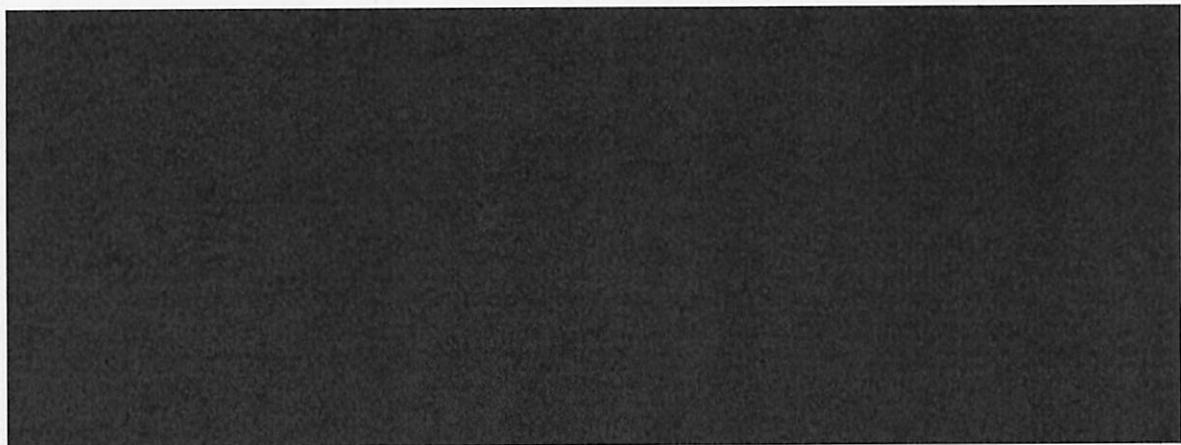
○二課長



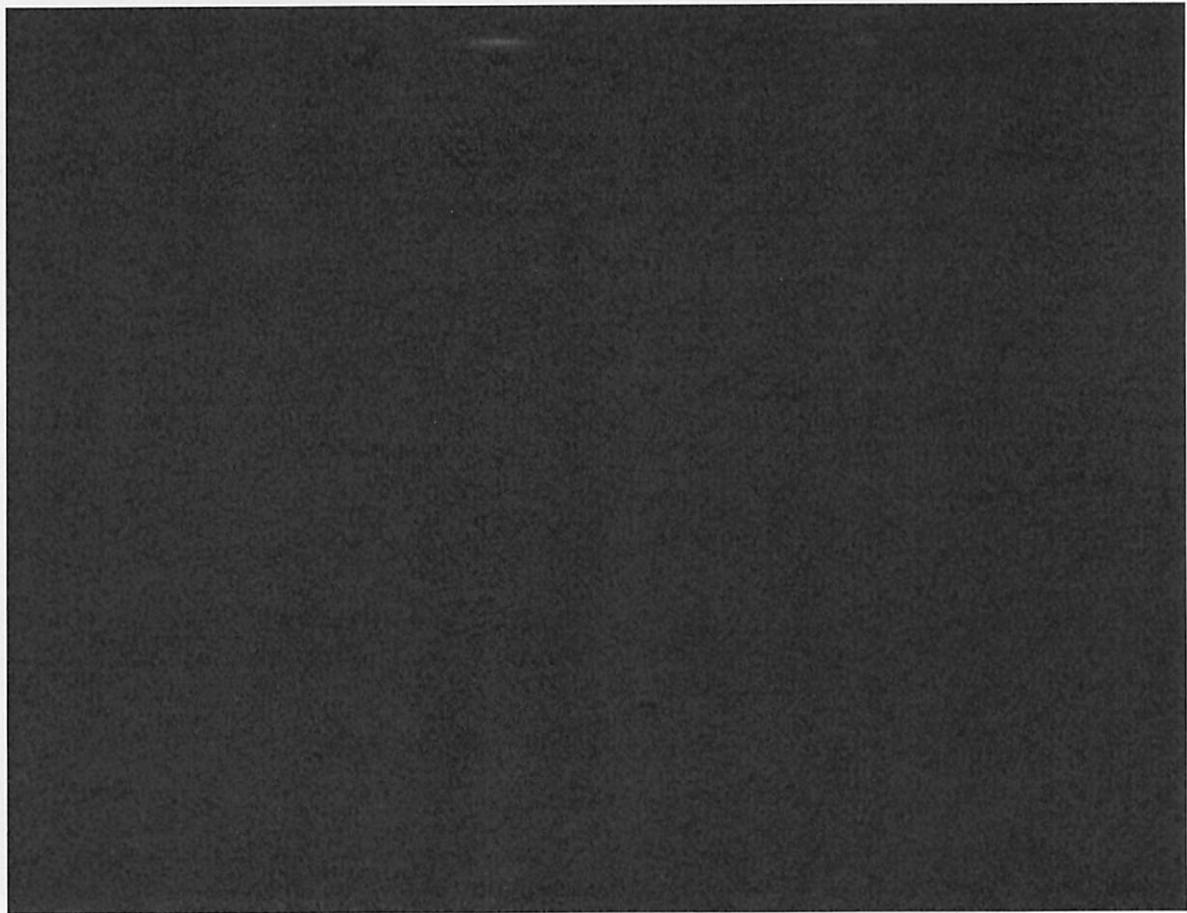


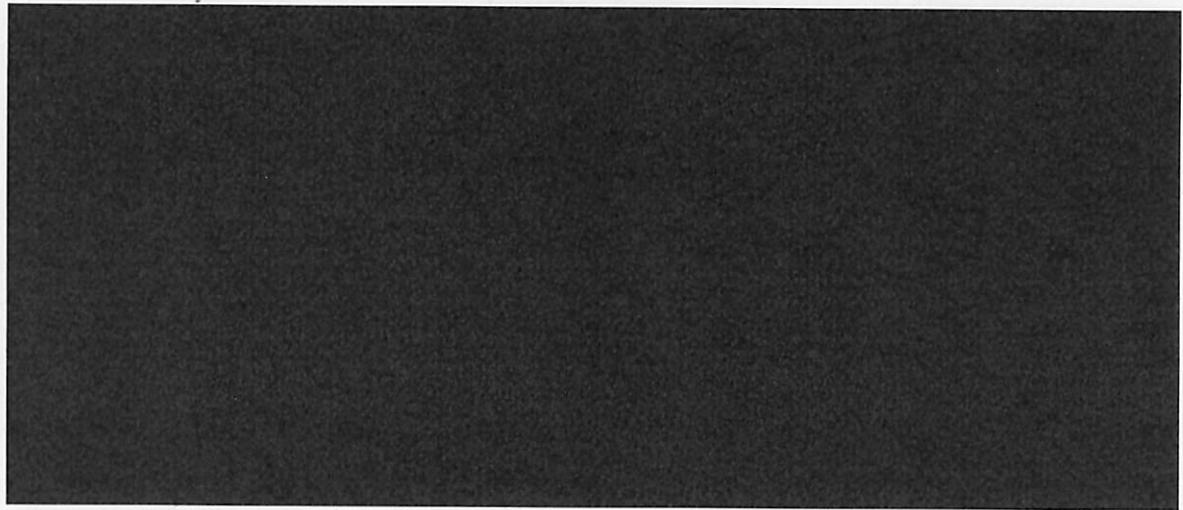
○二課長



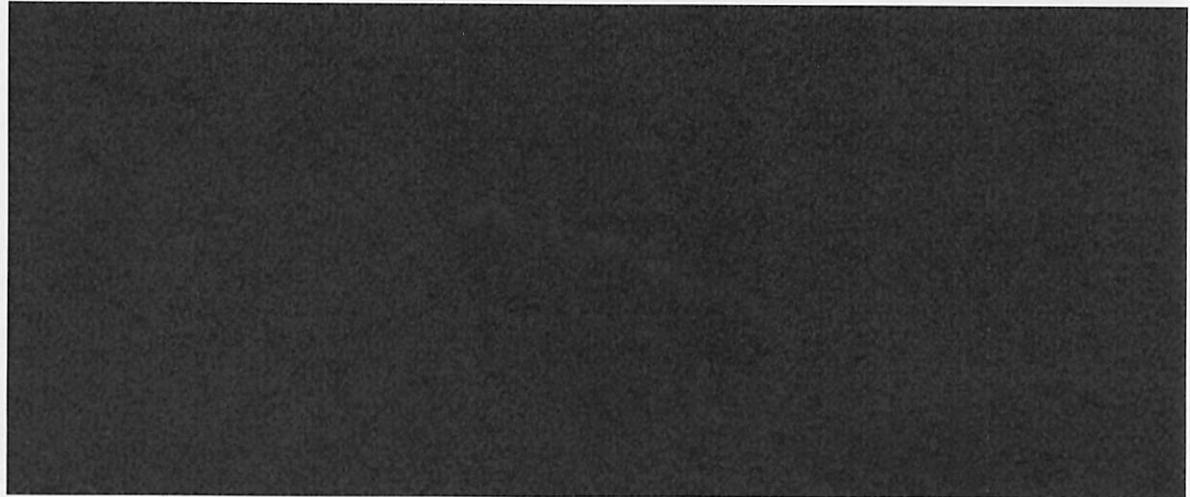
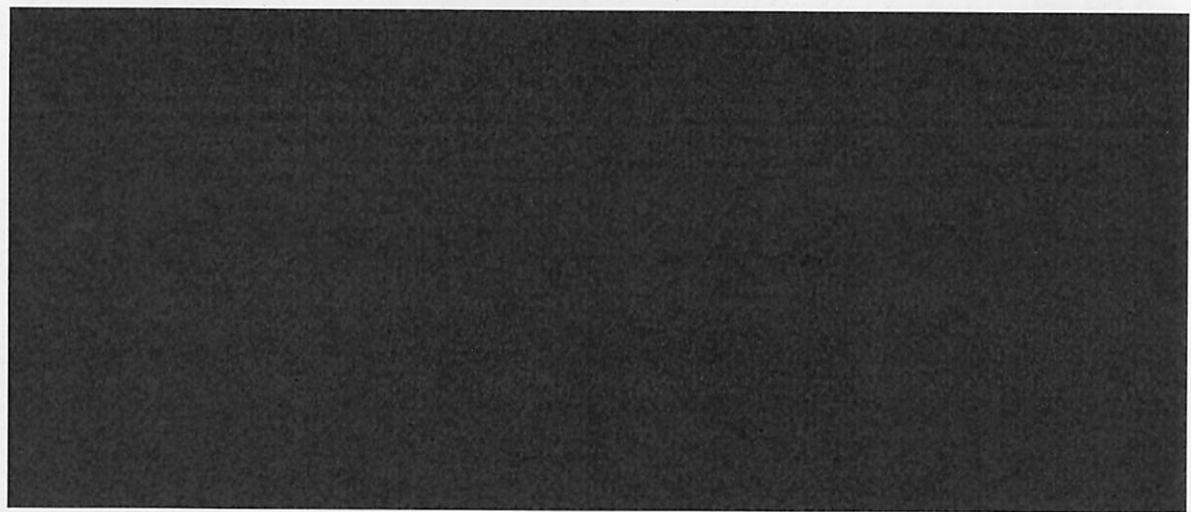


○二課長

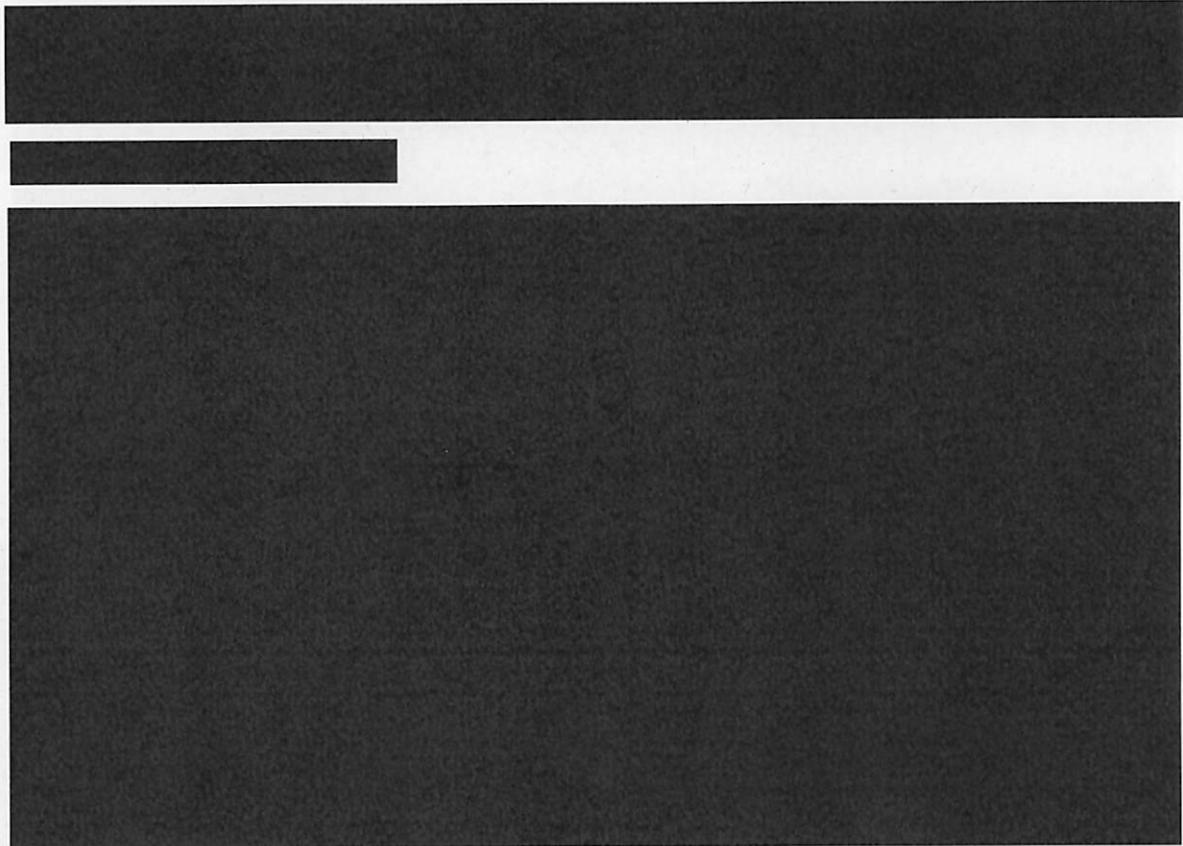




○二課長

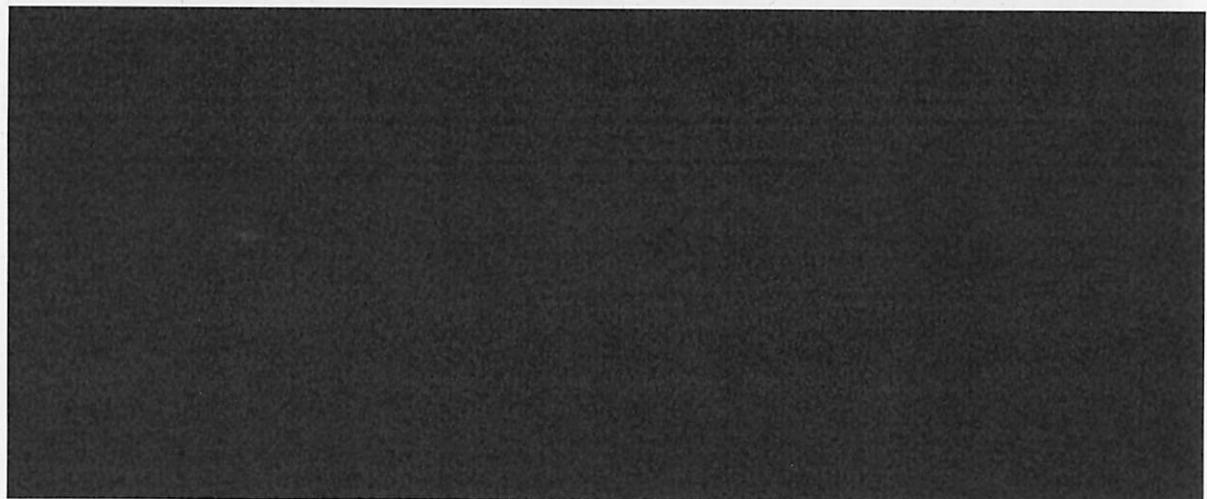


○二課長



○二課長





○二課長

また各庁で議論いただく時には、そういういた文献も参考にしていただければと思いますけれども、本日は、現状の確認というところが中心になりました。このテーマは継続的に協議をして行くべき話かなというふうには思っていまして、他にも口頭と書面をどう使い分けるかとかですね、あとは今日も非開示の希望があったら調停段階では基本的にはもう全部、相手には書面の存在も含めて伝えないのかどうかというような話ですとか、そもそも当事者に対しては書面の提出についてはどういうスタンスで説明しているのか、書面を提出する場合には相手方に見られても差し支えないというものだけ出

してくださいみたいな話をしているのかどうか、そこら辺がおそらく問題になろうかというふうに思います。次回以降はそういったことについて更に深めて話をさせていただければというふうに思います。

● 終わりに

○一課長

皆様ありがとうございました。これで終わらせていただきますが、次回の開催でございますが先ほどちょっと私のほうから申し上げましたが、今回は、時間について勤務時間内と勤務時間外、5時以降の両方で日程調整をしたところ、結果として勤務時間内だとやっぱり事件の関係とか予定があって参加できる方は極めて少なく、今回やむを得ず勤務時間外とさせていただきました。ただ、先ほど申し上げましたように、昨今のワークライフバランスの流れもありますので、来年度の全体会につきましては、日程調整をかなり前にやるということにした上で、できる限り勤務時間内での開催とさせていただきたいと思っております。時間内ではもちろんございますが、参加はあくまで任意というのには変わりません。そういうことでございますので、次回の全体会の日程調整は、新年度早めにさせていただこうと思っておりますので、今回御異動予定の上席等におかれましては、ぜひこの意見交換会の存在についても、引き継ぎを後任の方にもしていただきますようお願ひいたします。その他何か開催方法等で御意見などございましたら、家庭局の方まで遠慮なくお寄せいただければと思います。すみません、本日予定の時間をちょっと超過してしまいました。本日は大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。引き続き来年度もこの家裁上席等意見交換会をよろしくお願ひいたします。それでは本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

以上